
令和7年 第2回（定例）桂 川 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和7年6月13日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和7年6月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第3 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 承認第5号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）
- 日程第5 承認第6号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）
- 日程第6 承認第7号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第7 承認第8号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第8 承認第9号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第9 承認第10号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第10 議案第21号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第23号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第24号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第25号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 意見書案第1号 再審法改正を求める意見書（案）
- 日程第16 意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議進め、民法改正を行うことを求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第3 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 承認第5号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）
- 日程第5 承認第6号 令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）

- 日程第6 承認第7号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第7 承認第8号 令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第8 承認第9号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第9 承認第10号 令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第10 議案第21号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第23号 令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第24号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第25号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 意見書案第1号 再審法改正を求める意見書（案）
- 日程第16 意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議進め、民法改正を行うことを求める意見書（案）

出席議員（10名）

1 番	林 英明君	2 番	下川 康弘君
3 番	柴田 正彦君	4 番	杉村 明彦君
5 番	大塚 和佳君	6 番	吉川紀代子君
7 番	北原 裕丈君	8 番	竹本 慶吉君
9 番	原中 政廣君	10 番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君

企画財政課長	-----	小平 知仁君	建設事業課長	-----	原中 康君
住民課長	-----	山本 博君	会計管理者	-----	北原 義識君
税務課長	-----	古野 博文君	保険環境課長	-----	川野 寛明君
健康福祉課長	-----	原田 紀昭君	産業振興課長	-----	横山 龍一君
子育て支援課長	-----	藤木 秀臣君	水道課長	-----	秦 俊一君
学校教育課長	-----	平井登志子君	社会教育課長	-----	江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長	-----	尾園 晃君	社会教育課長補佐	-----	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案の上程について、意見書案第1号、意見書案第2号が提案されました。

お諮りします。意見書案第1号、意見書案第2号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号、意見書案第2号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の意見書案第1号、意見書案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号、意見書案第2号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、意見書案第1号、意見書案第2号は、日程第14の次に上程いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

まず、昨日の吉川議員の質問に対する平井課長の回答で訂正がありますので、発言を許します。

○学校教育課長（平井登志子君） 昨日の吉川議員からの学校給食費の一般質問に対し、回答の中で、口座振替の開始を「今年の2月」から実施していると申し上げましたが、正しくは、「今年の1月」から実施しておりますので、訂正し、おわび申し上げます。申し訳ありません。

○議長（林 英明君） 吉川議員、よろしいですか。

では、これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田正彦、27回目になります。一般質問入ります。

今回は、子育て支援課を教育委員会に。フリースクールについて。学校建設について。大將陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設について。一部事務組合に関する質問について。ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設について。ごみの分別・削減について。財政状況。桂川駅・駅周辺などについて。町政報告について、質問いたします。

現在、桂川町では、保育所・保育園は子育て支援課、幼稚園は学校教育課が所管になっています。私は、以前から、子育て支援課を教育委員会に移したらどうですかと提起してきました。就学前から一貫して教育委員会で見えていく、そのほうが、効果があると信じるからです。

桂川町では、土師保育所と桂川幼稚園を合わせ、幼保認定型こども園にしていくことになっています。この計画は、当初の建設予定地が変わる中で、1年間遅れています。

では、これを機に、子育て支援課を教育委員会に移してはどうでしょうか。今は一番のチャンスと思われます。教育長は、これをどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 昨年12月議会で答弁しましたように、第2次桂川町教育大綱の中の幼児教育の充実の中にも掲げておりますように、就学前の保育・教育と、義務教育卒業までの学びの連続性・継続性をワンストップで進めていくためには、保育・教育を一つの組織内で担わせていただくことが効果的だという考えに、変わりはありません。

また、認定こども園開設に向けて、土師保育所と桂川幼稚園が、しっかりと連携協力させていくことに加え、本年3月に、桂川町こども計画が策定され、本計画を実施していくためには、私自身が、リーダーシップを発揮できることが必要だと考えます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。保育所というのが、昔のイメージでは、子どもを単に預かるという形でしたが、今はもう小学校入る前の教育まで担っていくような状況ですから、やはり教育委員会で見えていただくのが、僕は一番いいと思っています。

井上町長は、どうお考えでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

先ほど、教育長の答弁にもありましたように、このことにつきましては、私も、教育委員会、教育長を中心に協議をしているところです。実際に、子育て支援を教育委員会部局に置いてある市町村といいですか、自治体もあるようですから、本町の実情と併せて、考慮しながら取り組ん

でいきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 資料1です。その答えは、以前聞いているんです、同じ答えを。

メリットなり、リスクなりとも言われました。それで、前回、メリット、リスク、どんなことがあるんですかとお尋ねしました。そうすると町長は、さっき言われたように、県下でも、県内で、やはり教育委員会部局に移されている事例がある、そういったことを調べていらっしゃいました。そして、その市町とリスクなり、メリットなり、そういったことについて報告を受けているところだと言われました。今後もう少し調査を進めたいと、言われたのが、もう大分前になります。

町長は、リスクとしては、組織は変更になるわけですから、そこに至るまでの様々な課題、それが出てくるだろうということは予測されます。そうですね、絶対変わるんですから。で、述べられました。その後、調べられたりして、ほかにもリスクはありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 端的に申し上げまして、いわゆる具体的なリスクといえますか、課題も含めて、まだ見えていない、私自身、十分に見えていない、そのような状況にあります。

現在の状況、そしてまた、認定こども園をこれから建てていくという状況にありますので、そういったことも考慮しながら、いわゆる一つずつ準備を進めていく、そういう段階にあると、そのように思っているところです。

私自身の持っている意識と合わせて、先ほども言いますように、教育委員会との十分な協議が必要であると思いますし、もちろんのこと、現在の子育て支援課の担当者にも、そういった意見を聞いていく、その必要はあると思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その必要はあると思いますが、まだされていないんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在、統合、統合という言葉は、ちょっと適当じゃないかもしれませんが、いわゆる子育て支援課を教育委員会に移すということについての具体的な協議、これは、具体的な協議そのものは、まだ始めておりません。そういう方向性でどうかという話し合いはしているという状況です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） こども園ができる前にも結論をしとかないけないと思うし、その前だろうと思いますので、急いでいただきたい。

前回、質問の中で、リスクについては答えてもらいましたが、メリットはどんなのがあるかと

いう答えがなかったんですよ。メリットというのは、何か考えられていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども言いますように、メリットについては、いわゆる子ども・子育ての観点から教育含めて、そういったものはあろうかと思っておりますが、ただ私も、そういう専門的な知識は持っていないものですから、ある意味においては、教育委員会の考え方を尊重していきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 前回もそういうことを言いました。町長一人で抱え込まずに、もっと周りに相談して、急いで動いていただけたらと言いました。そのとき町長は、言い訳するつもりじゃないけど、私が全部関与はできないし、それぞれ所管があります。そこで、それぞれ責任を持って仕事をしていますと言われました。その点、そのとおりと思います。

今、教育長は、むしろもう移していただいて、全責任を持っていきたいとまで言われていますので、そこにある程度任かしていく。町長が任命された教育長ですから、そうしていただけたら、もっと早く進むんじゃないかな。町長は、大所高所からそこを判断していくという形で、お願いできたらと思いますが、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そのように対応していきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） この取組ということでもいいですか、今の答えは。

○町長（井上 利一君） はい。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。では、次です。フリースクールについてです。

私は、この3月議会で、フリースクールについて質問しました。井上町長のお話を聞いて、正直、疑問に思ったのが、町長は、フリースクールについて全く知らんっちゃないとやろうかと同時に、本当は分かって、また答えをずらしてないかな、すみません、またと言いました。私の認識そういうところがあるもので、分かっているながら、ちょっとずらしんしゃるよねと。

だから、ちょっと3月議会で、もう一回、質問、答弁を見直しまして、はっきりと答えられていないことが幾つかありますので、そういったことを中心に、再質問します。

まず1点目ですが、3月議会、僕は12月もして、3月もしているんですけど、フリースクールについて、その一般質問後、何か取り組まれましたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私自身、特には取り組んでおりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） うん、そうね。仕事がいっぱいあるというのは分かりますので、この辺も周りとは相談していただきたいんですが、ちょっと確実にしていきたいので、次の質問です。

まず１点目、資料２です。町長は、１２月議会で、フリースクールについては、子どもに直接関係することですから、教育委員会と協議したいと言われました。それで、教育委員会と協議しましたかと３月質問したら、町長は、教育委員会からは、フリースクールに通っている子が、町内で４人いると報告を受けたと言われました。僕が聞きたかったのは協議なんです。それは報告ですね。そのフリースクールについて、どんな協議が行われたのかを教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） フリースクールそのもの、そのものをテーマにした協議という、そういう形では行ってはおりません。ただ、フリースクールの根底にある部分として、不登校の部分があります。この不登校の子どもたちが増えているという状況の中において、その情報あるいは意見、そういったものの交換はしているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） はい、そのとおりで、不登校については、これまでも質問してきましたし、その中の一つの解決手段にならないかということで、フリースクールを提起しました。周りもそういったところが多い。嘉麻もそうですし、飯塚もそうです。町でしているところもあります。

ではその町長が、はっきりされていない部分が、多分、次の質問になると思います。資料の中段になります。フリースクールの概念といますか、価値観といますか、そういったものが社会情勢とともに、かなり変化してきているという気がします。

それで、この質問なんですが、フリースクールに対する概念、価値観が、どう変化していると捉えられているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これは、私の個人的な感覚ということになろうかと思いますがけれども、私は、以前は、フリースクールは、いわゆるボランティアといますか、篤志家といますか、そういう一部の方が、子どもたちのために開設している、そういうようなイメージが強くありました。しかし、現在は、それではとても追いつかないという状況の中で、少しずつかもしれないけれども、実態は分かりません。ただ、何となくその企業的な取組になってきているんじゃないかという、そういう感覚は持っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） その企業というより、ある意味では公的な取組になっていると、

それが増えてきています。また、文部省もそういうのを出している、文科省ですね、出しているところです。ぜひ、この辺は、教育委員会とも協議をして、こんな言い方はばったいけど、学習していただけたらと思います。また、実際に通われている保護者とか、子どもさんと話し合われたらいかがでしょうか。

資料2の2ページ目になりますが、ここもちょっと分からないので教えてください。フリースクール、飯塚、嘉麻のようにつくってみませんか。そんな考えないんですかと私は言いましたが、そのとき町長は、フリースクールそのものについての規定・基準が曖昧でというようなことを言われたんですが、その意味、フリースクールの規定・基準が、どのように曖昧なのか教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとどのように曖昧かというところの質問に答えるのが非常に苦慮するんですけども、そこが明確になってないんですよ、何が課題かというところが。特に、私の今の感覚では、いわゆるフリースクールとはこういうものだという明確な定義、あるいは国の指針、国の指針、方向性、そういったものが、まだ、先ほど言いました、明確になっていないような状況にある。だから、それぞれの判断に基づいて、進められているような、そういう感覚があります。

これは、いろんなフリースクールを知っているわけではありません。知っているわけではありませんが、一部かもしれませんけれども、そういう印象を受けています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もそんな印象かと思っていました。一部の篤志家と言われましたかね、そういう人たちが主要、それから、それがだんだん公的なものになりよるなと思っていましたが、もうそれを突き抜けていますよ、今は。文科省もきちっと出していますよ。一応そういったところも、一緒に勉強しませんか。私もしたいです。また現場も見ましょう。もしくは、どこかに委員会なりつくって、検討していただくような形がほしいです。

そして3番ですが、私は3月議会に、フリースクールをつくるべきと述べ、それが4点挙げました。子どものため、保護者のため、町の財政のため、教師の負担軽減のため。ここについては、3月議会の私の質問の中で、このことかなり触れましたので、ぜひ、もう一度見てください。

そして私は、議会だより50号に、質問が多いので、フリースクールに絞って、私はこの質問、答弁を載せてもらいました。その結果、フリースクールを希望している方や、関心のある方から連絡がありました。その話を聞きながら、私はやっぱりこれは検討していく必要があると思っています。町長は、まだその前の段階なのかどうか分かんけど、検討するつもりはないんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現段階では、考えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、もう少し、学習してじゃない、一緒に学習してでもいいです。考えていただけたらと思います。かなり大事な問題になってきておりますよ。

では、次に入ります。3、学校建設についてです。これについては毎回質問しています。今回もします。

桂川小学校が、昨日の大塚さんの質問で、建って48年です。中学校が45年、東小が37年経っています。桂川小、桂川中がもうすぐ50年になります。東小はもうすぐ40年経つんです。その東小が、建って40年の東小が、老朽化して、あちらこちら水漏れ等がある。老朽化になかなか追いつかないというところを、6月5日の本会議、文教厚生委員会の報告で述べました。

質問です。井上町長は、本当に本心から、桂川小の桂川の小学校、中学校の建設が必要ないと考えられているのですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 学校建設の必要性、これはもう本心からそう思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、そのために、今後、何らかの計画ということは考えられていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在の段階では、具体的な計画というものは持っておりません。その必要性は感じてはおりますけれども。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 大体こういう形だろうと。今までもそんな答弁だったと思います。ずうっと聞いてきました。じゃあ何が、建たない理由なんですか。そういう状況にないと言われました。そういう状況とは何ですかと何回も聞くうちに、私がそういう状況にないと言われた。あなたはないかもしれないけど、学校自体がそういう状況にあるし、子どもが学ぶ、子どもたちにとっても、必要性が非常にあるし、建て替えの必要性があります。そういう状況にあると思います。親や祖父、祖母、そういった保護者も同じ思いなんです。ぜひとも、そんな意見聞いてみてください。集めてください。

前回、僕は、パブリックコメントから紹介しました。そんな意見あるかと言ったら、町長は、自分のところには来ていないと言われていました。私のほうには来ます。なぜか。私が関心を持っているからです、皆さんが。ただ、私には建てる能力がないんです。僕が建てま

しょうと決断しても何も進まない。町長が決断しないと決まらないというのが、この町です。だから、町の皆さん、町長に意見を述べてください。町長が、町長である間、建ちませんよ。でも、そんな状況じゃない。

では、4に入ります。大將陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設についてです。現状について教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 昨日も吉川議員の御質問でありましたけども、福岡県のほうに、調査報告書が提出されたという報告は受けておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長のほうは、何か情報ありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いえ、特に大きな変化はありません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、2に入ります。大將陣公園横に、産業廃棄物処理施設が建設する計画があると、地元の方から議員に話がありました。桂川町議会では、調査特別委員会をつくり、全会一致で県に反対の意見書を上げました。出しました。

産廃に近い地元の8つの地区は、反対署名を集められました。さらに、全ての区長が、反対署名を行われました。そして、井上町長は、県に反対の意見を表明されました。

そんな動きの中で、飯塚市議会も全会一致で反対決議を行い、県に意見書を出されました。さらに、穂波地区の自治会長さんも、全て反対署名をされています。この動きが付け加わっています。

そんな中で、私は井上町長に、飯塚市長にも産廃反対の意見表明をしていただくように申し入れていただけたでしょうかとお願いしました。井上町長は、協議をしたいと言っていました。武井市長と協議していただけましたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これは、以前にもお話ししたと思いますけれども、武井市長とは、町の基本的な姿勢について、お話はしております。ただ、先ほど言われる文書的なものは、これは出しておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひ、そこをやってほしいんですよ。というのが、前飯塚市長の片峯さんは、大將陣公園横に産廃が建設されることが分かったときに、この事態はゆゆしいものだ、桂川町と連携を図り、後手に回らない対応を取ると言われているんです。そういったところ

から、起こしながら、多分、井上町長にもお話があったと思うんですが、そういったところはもう一度、何とかせないかんですよねという形でお話しして、少し状況を動かしていただきたいんですが、お願いできますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この問題については、私自身も決して、後手に回るつもりはございません。しかしながら、かといって、先を見通して何もかも動き出すということについても、これも相手を刺激することにもなりますので、ある意味冷静に対応していく必要があると、そのように思っています。

何かそういった変化があれば、そういう情報をいただきたいという申出はしておりますので、今の段階では、大きな変化はないと、そのように認識しています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 考えは同じなんです。飯塚市長にも、きっちり表明をしていただきたい。一緒にしませんかということ投げかけていただきたいということです。そういうことは、物すごい影響を与えると思うからです。で、どうでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どう言ったらいいですかね。お話の経過の中で、そのことについては、お話ししている状況です。ただ、そのことについての明確な回答といえますか、それはいただいていない。こちらの意見なり気持ちを、一方的に伝えたという状況になっています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。それが大事だろうと思います。一方的というより、多分思いを、多分絶対にノーという思いを伝えていただけたと思いますので、あとは飯塚市長に動いてもらうだけです。

では次、行きます。5です。一部事務組合に関する質問についてです。一部事務組合、ここでは、ふくおか県央環境広域施設組合を指します。今後、県央という言い方にします。

3月議会で井上町長は、一般質問前日に、県央については回答できない、回答しないと言われました。その根拠は、地方議会実務提要でした。3冊あるうちの、この、ここにあります。書いてあります。びっくりしました。うお、こんなにあるんだと。いろいろある中の一部ですよ、提要の部分の。

この件がある、町長は、これはできない、回答できないんだよ、回答しません。だからということで、このことがあって、原中さんが、地方議会実務提要に関する、対する質問書を、質問を議会運営委員会に出されました。議会運営委員会では、資料3のように、原中さんに回答しましたが、井上町長は、この回答をどのようにお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どのように考えるかというよりも、これは、議会内で行われている協議の内容でありますから、執行部は、そのことについて、意見を言うことは差し控えたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今回はこのように判断していますが、間違いはありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私が、この、どういいますか、報告書といえますか、それを見せていただいた感想としては、いわゆるこの実務提要に示されている内容を、追認した形になっているというように感じています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 議運で行ったときもそう言われました。つまり、これでいいんだということなんでしょうと、今の回答で思います。

さて、次の質問ですが、一般質問では、3月の一般質問で県央に対する質問に対して、町長と担当課長は、何回も回答できませんと言われました。何回も言われたんです。

私の友人が、議会だよりを見て、飯塚に住む友人ですよ。桂川のセブンにあったからと言って、町報の中に入っていたから読んだよと。回答できないなんて、何か情けなくないと言いました。みっともないねと言いました。あえて言いました。実際に回答できない部分というのは分かるよと。中身に関しては言えないのは分かる。ただ、言わないかんことまで、前回は言っていないように思っている。そこは今度はっきりさせますのでという言い方をしています。

質問なんです。井上町長は、3月の一般質問前に、唐突に、議運に、言えません、言えませんかと言われました。僕は、根拠は何なんですかと言ったら、地方議会実務提要というのに書かれています。それはどこにあるんですかと言ったら、事務局に置いていますと言われました。これが置いてありました。

質問なんです、この内容を、町長は本当に詳しく、その時点、その時点というのは、一般質問の前日の議会運営委員会のときに、町長御自身は、理解できていたんだろうか。僕らは分かりませんよ、いきなり出されて、言われて。町長御自身は、理解されていたんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 理解という言葉の程度といえますか、それはなかなか難しいところがありますけれども、私自身は、いわゆる県央の県央に関する一般質問、それにどう回答していくべきかということで、いろいろと調べたり、いわゆる勉強をしたりしました。そういう中で、一定の方向性といえますか、そういったものができたのは、もう本当に直前の状況であります。です

から、そういう意味では、内容について詳しく理解していたかと言われれば、必ずしもそこまではいっていないかもしれません。しかし、基本的な考え方、基本的な方向性、このことにつきましては、私自身の理解としては、間違いないと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） 私も、改めて考えたらそうだろうと思います。何で私は県央の中心に突っ込めるか。それはそのとおりです。しかし、そうじゃないところまで、回答できませんがあったのは、３月議会。だからこの質問を聞いたんです。理解されていなかったんじゃないかなと思って。

では次の質問ですが、じゃあこの地方議会実務提要、これはどのようにして手に入れられたんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 手に入れるとか、そういうこともあるかもしれませんが、これは、いわゆる実務提要は、そこの一つの冊子になっておりますが、その実務提要というのは、どちらかといえば質問に対する回答、疑問に対する解説、そういう形になっています。ですから、その根本は、地方自治法にあるわけですね。これは、何か資料を特別に入手したとかじゃなくて、私どもが、知る、知らないにかかわらず、法律的にもあるものなんです。だから、本来で言うならば、当然、私どもは知っていなければならない内容でもあります。ただ、やっぱりそんなわけにもいきませんので、私自身も、やっぱり自分の当面する課題に当たったときに、それに関連するこういう実務提要とか、ほかにも逐条解説とか、いろんな形がありますけども、そういったものを参考に判断をしていくという状況です。

ですから、あえて、このためだけに入手とか、そういうのではなくて、やっぱり先ほど言いますように、もともと私どもが知っていなければならなかった内容であると、そのように理解しています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） これは、柴田も納得、理解しておかないけんやった内容だと言われているんだろうと思うし、そのとおりだろうと思います。ちょっと確認して、ちょっと町長の質問に、ちょっとお尋ねしたいんですが、地方自治法と言われましたが、何条なのか。それから、これ３冊あるんですよね。それを、これを見ながら、これがここに書いてある、これを見ながらやらなぞというのは、町長が考えられたんですか。

以上２点、ちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○議員（３番 柴田 正彦君） 地方自治法は何条ですか。

○町長（井上 利一君） 地方自治法の多分147条と284条、ここに、いわゆる地方公共団体の長の統轄権とか、それと一部事務組合とこの構成市町との在り方、そういったものが触れられております。

もう一点、質問何やったですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） でも、これ3冊あるんですよ。どうやってこれ見つけたんですか。

○町長（井上 利一君） はい、分かりました。それは、どこに、第何条に書いてあるかということにつきましては、私の場合は、副町長と相談しながら、それを確認いたしました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 質問なんです、町長は、議会事務局にこれを、この資料を置いたときと言われたんでしょう。僕らこれ後で見て、表紙に地方議会実務提要より、その横に、嘉麻市より情報提供というのがあるんですが、これはどういうことなんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません。ちょっとその資料を見ていないんですが。

○議員（3番 柴田 正彦君） え、町長が置かれたんじゃないんですか。神崎さんが書いた、違うんです。

○事務局長（神崎 博和君） いや、私、全然。（「どがんなつちよる、みんな持っていますよ」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、どんなのを預かったんですかといったら、これもらったよね。報告してもらったですよ。嘉麻市より情報提供とあるんですよ。

○事務局長（神崎 博和君） だから、これ、私じゃない。（発言する者あり）

○議長（林 英明君） 暫時休憩。

午前10時39分休憩

午前10時42分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 不思議な話です。だって、議運のメンバー、全然知らなかったもんね、この話自体を。4人。あと議長もオプザーバーで入られていましたが。

では次、4に入ります。3月議会で、県央に関する質問を、井上町長と保険環境課長は、何度も回答できませんと答えられました。私の考えですが、保険環境課長は、県央の事務局員じゃない。言うべき義務も責任もない。本来、町長が回答できませんと言うべきところだろうと思うんですが、なぜ、課長に言わせたのですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆるこの一般質問に対する回答の中で、先ほどからも何回か使ったと思いますけれども、一部事務組合の事務と、それから桂川町の事務、この区分を明確にするためです。そして、ほかの一般質問もそうですけれども、事務的なことにつきましては担当課長、基本的な方針とかあるいは課題とか、そういったことについては、私のほうからお答えするように、基本的にはそのように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 基本的にはそうです。私も、課長が答えるもんと思って質問しているところがあります。細かい数字とか、具体的な条例、中身とかいうのは、課長のほうが詳しいはずです。当然です。だからそのときに僕は、課長が言われることを何も止めていません。でも、一般質問の回答は、本来、町長がすべきことです。それを課長は、この辺はちゅうことでされているんでしょう。そして、回答できませんというのは、町長が判断して、これを持ってこられてして、そして、この県央については話せませんよと。話せん部分があるのは、僕は分かる、理解できました。ただ、これについて、本当のところどっちなんだろう、微妙なものもありますし、前回は、答えるべきところも答えられていない。それは、これをしっかりと理解したところの、提起したところの町長が言うべきでしょうということを思っているんですが、どこか間違えていますかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 基本的に、町長が答えるべきということはないと思います。何のためにこの行政組織が動いているか。それは、よその自治体を見られても分かると思います。必要なところをきちんと答える。もうそれしか考えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 僕は、そこはちょっと見解違うけど、必要なところをきちんと答えればいいんですよ。何で、でも課長が答えないんですか、そこ、と言っているだけです。ここは、きちんとせないかんのは町長ですから、町長は答えるべきだったんじゃないでしょうかということを言っているんですが、違うんですかね。県央と全くある意味関係のない課長は、何で言わなんですか、言わせなんですかと言っているんですが、いかがですか。むしろ、答えるのは、町長も、何回も回答できませんと答えられているように、すべからく答えるべきやったんじゃないんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 事務的な内容と判断されるものについては、担当課長からというように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） つまり、担当課長が言ったのは、全て事務的なことということな
んですね。

○町長（井上 利一君） そういう判断です。

○議員（３番 柴田 正彦君） すみません、そういう見方をしていなかったもので、もう一度見直
してみます。間違っていたら９月議会に報告します。おかしいところがあったら、９月議会で指
摘させていただきます。

私は、議員の質問に真摯に答えようと思うなら、誰かは、誰でもいいんですよ。きちんと答え
る。丁寧にきちんと答える。それがマナーだと、マナーとかいったらいかな、そうしていただ
きたい。さらに、最終的には、長が責任を持つべきだろうと思うので、この回答できませんとい
うような言葉は、町長がしたがよかったんだろうと私は判断しています。

では、６です。ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設についてです。現状を教えて
ください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現状ですけれども、３月議会の行政報告の内容以降、変化等はあ
っておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） もうちょっと話してもらえます。３月議会のときの報告、こんな
んしましたがと。難しい。いいですか。３月議会……

○保険環境課長（川野 寛明君） 県央ですか。

○議員（３番 柴田 正彦君） 県央です。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） ３月議会の行政報告の中で、１２月、それから１月と、県央の
ほうで臨時会が開かれております。それについての結果、昨日、大塚議員のほうでも答弁させて
いただきましたけど、その議会の中では否決されたということで、それ以降変わっていないとい
うことでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） では、次です。これ、実はこの質問、昨日、吉川紀代子さんがさ
れて、大塚さんがされました。全戸配布の「新たなごみ処理施設の建設事業について～お知らせ
（その１）～」です。ふくおか県央が出している分です。

それで、昨日、吉川さんの、この住民説明会をこれについてしてくれという質問で、住民説明
会を県央に申し入れてくれという質問に、町長は、申入れをすと言われました。大塚さん、同

じ質問されました。町長は、県央に意見を言ったと言われました。もう既に言ったと。どっちが正しいですか。どっちもですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 言葉のニュアンスは違うかもしれませんが、いわゆるこのことについて、今日の会議の中で、私は意見として言いました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。県央の中で、町長として言ったということは、ここで明確にしていはいはずなんです。県央のブラックボックスじゃない、そこに対して言うたんですから。

何でこんな質問しているかという、言っていること違うやんかちゅうんじゃなくて、僕は3月議会で同じこと聞いているんです。町長として、県央に説明会を要望していただけますか。なら町長は、要望しますと言われた。つまり、要望していただけたということですね。でいいんですね。はい。その結果、どうでしたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御存じのことと思いますけれども、大変、全体的に厳しい状況があり、実施には至っていないというのが現実です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう少し状況が動かないと、というような感じなんですかね。それも分かんない。そこまでも言えないかもしれない、微妙なところですね、この辺のライン引きもね。

ただ、県央は、最初来たとき言ったんですよ、僕らへの説明の中で。これ、何か分かりにくいところありますよねと言ったら、第2、第3弾出しますと。あそこの301会議室で言われました。

では次、行かせていただきます。ごみの分別・削減についてに入ります。7です。現担当課長は、この経過は御存じないので、ここは井上町長に回答をお願いします。

資料4、1ページの下の方になります。2022年3月11日、つまり3年と3か月前の話です。3年3か月前の話ですよ。赤線。新たなごみ処理施設が供用開始するまでの期間に、構成市町の間での分別区分の統一に向けた検討・調整が必要であることは確認しておるところでございますと、当時の担当課長は答えられました。僕は、そう、そのとおりと思っています。ごみは分ければ資源なんです。

それで、町長に質問です。ごみの分別などの統一に向けた検討は、この3年3か月前ぐらいに本当にされたんですか、始まったんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） ごみの分別につきましては、先ほど議員申されました、2022年、前課長が答弁しておりますけども、令和4年の11月に、これは県央のほうで策定されておりますけども、地域循環型社会形成推進計画というのがございますけれども、その中で分別について記載されております。その計画の中で、記載されている部分につきましては、各2市1町のほうと県央のほうで、各項目ごとに協議を行っております。

具体的には、今年の1月と5月に、会議のほうは開催をしているところでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 最初何年、令和4年とか言われませんでした。令和4年。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 計画ができたのは、令和4年の11月に策定をされております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 県央でと言われましたよね。県央は、昨年11月29日に来たとき、ごみの分別・削減等は町の仕事ですよ。うちは、こっち来たのは焼くだけですよ。それが衝撃で僕は。ということは、その時点では、県央もそういったことまで考えていたんですかね。町長、どうなんですか。県央は、そこ、やっぱりこっち側はうちで、こっち側はあんた方ではないで、当初はやっぱりそこまで考えていたんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直言って分かりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中身に踏み込んでいるか分からんけど、副組合長の町長が分からんで、誰が、どうなってんですか、この、本当ブラックボックスに見えてしょうがないんですよ、県央は。何やっとなだ、この人たちは。

続けます。2ページ、資料4の2ページ目です。町長の回答です。上の赤線。ごみの処理と同時に資源としての活用、これはもう重要な課題と思っておりますので、関係市町、もちろん組合とも協議しながら進めていきたい。これ、2022年3月11日、先ほどの担当課長と同じ、つまり3年3か月も前ですよ。町長はこのときに、関係市町、もちろん組合とも協議をしながら進めていきたいと言われているんですが、協議は進んでいなかったということですか、先ほどの答弁では。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらの資源活用ということでございますけども、こちらにつ

いても令和4年度に、ごみの組成分析というのを行っております。いわゆるどのぐらい可燃ごみとか不燃ごみに、プラスチック製品が混ざっているかというのを、調査を行っております。それに基づきまして、今こういった方式でプラスチックを回収するか、個別回収するか、拠点型でやるのか、そういったことについて、現在2市1町と県央のほうで協議はしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それは今でしょう。担当課長は、それ、3年3か月前言われているんですよ。それを受けて、町長は、さっき言ったことを言われている。協議しながら進めていきたい。町長、だから、川野さんは知らないからそうなるんです。

町長は、関係市町、組合とも協議をしながら進めていきたい、これは町長として言われています。ここの流れ、これはどうだったのか、もう一度教えてください。

○議長（林 英明君） どっちですかね、回答者は。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長です。彼はもう答えました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどから担当課長が答弁しておりますように、そういう形、基本的にそういう形で取り組んでいることに間違いはないと思っておりますが、非常に個別的なことになってくると、どうしても私のほうでは把握し切っておりません。そのことは御理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今進めているのは聞いた。3年3か月前に、資源としての活用を進めていきたいと言われているから、そこはどうなんですかということを聞いているわけです。それを知っているのは町長しかいない。提起はされたんですか、それは、県央に。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私の記憶、非常に曖昧ですから、そこら辺を明確に答えることは、ちょっと差し控えたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） だからそこなんです。ごみの分別・削減が大事だと本人も言いながら、曖昧だとか言うてくる。そんなことはまずいんじゃないですか。その結果、大きなごみ焼き場ができようとしているんですよ。

何で県央がブラックボックスかと言っていると、井上町長は、県央の副組合長なんです。そこが明確に理解されていない、流れ。誰が進めているんですか。何があっているんですか、ここでは。それが分からんから困つとんです。町の人から聞かれます。すみません、分からないです。なぜですかと。私、県央の組合の議会ではないから、中身分からないんですよ。最近傍聴行

って、ここまでは分かっています。誰が分かるんですか。分かる人は町長です。あと、林さんと下川さんがある程度は分かるでしょうという話はしていますが、その町長は、記憶がない。しっかりお願いします。大事な問題ですので。では、思い出してください。9月にもう一回やるか分かりませんので。

3、12月13日、2024年です。つまり半年前、ごみの減量化・分別を両市に提供したのかどうかは今から聞きますが、先ほど言ったように、私は、昨年11月29日に、県央が来て説明があったときに、分別・削減どうなっていますかと聞いたら、分別・削減は、市や町の責任です。私たちは、それをどう処理するかの問題ですと言われました。明確に言われました。愕然としました。全く知らなかった、それまで。自分のうかつさに腹が立ちました。でも、僕は同じことをずうっと言うんですよ。町長も指摘してくれませんでした。県央に行きよう議員も、指摘してくれませんでした。もっと言えば、九郎丸に県央が来たときも同じことを言っています。削減・分別が大事でしょと。彼らは何と言ったか。大事ですよえと。今考えたら、あれ、人ごとやったんですね。

戻ります。資料、12月13日、私のごみの分別、ちょっと待ってくださいね。ごみの分別・削減は、県央じゃなくて、町や市の責任ですかという質問に、井上町長は、次のように言われています。

正直なところを言えば、私はまだ把握していないんですが、いわゆるごみの処理の業務そのもの、業務そのものは、市町の行政の仕事だと思っています。組合は、組合で造ったごみ処理施設の管理運営、それは組合の仕事だと思っています。事務局の言っているのは、いわゆるごみを搬入するまでの手だて、これはそれぞれの市町の責任であって、市町、市と町の責任であって、持ち込んだ後の分については、これは組合、施設組合の業務だという、そののちようどはざまのところで、私ももっと早くこういった、特にごみの減量化とかあるいは分別の作業、そういったものについて協議をするべきだということは、何度も組合の中で言ってきました。

ごみの分別・減量化を、県央の中で言われてきたんですね。どうですか。言われたんでしょう、だから。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そのとおりです。そのとおりであり、今、議員が御指摘のように、いわゆるごみ処理について、構成市町が持つべき範囲と、県央、一部事務組合が持つべき範囲、これが法的には異なっています。ただ、同じ県域の中で、同じ状況があるわけですから、その法的には異なっておりますけれども、これを越えて、やっぱりそれぞれが研究調査していく。いい状況をつくっていく。そのことが必要だということで、私は何度も意見を申しておりますし、進み方としては遅いかもしれませんが、今その方向で進んでいるものと、そのように理解してい

ます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 遅い。3年前にすべきです。そうしたら今の大型ごみ焼き場やないものができたはずです。桂川町の出費も少なく済んだはず。僕は、ごみ焼き場を造るなどとは言っていません。資源再生センターとか、そういった活用を目指した、未来に誇れる施設を造りたいと思っています。それについては反対しません。

町長も、だから今言われたように、御自分の中でも言っているけど、その微妙なところがあるというのは判断されていたんだと思います。境界とかびしっと切れないし、また町長の立場として、中の副組合長でもあるから、むしろそこをうまくやっていこうとされたんだらうと、さっきのを聞いたら分かりますが、実際、県央は動いていない。

少なくとも3年前からそうやっていない。ようやく今頃になってやっている。これも、ちょっと大き過ぎるごみ焼き場なりやらんねという中で、これがようやく県央で出てきています、話が。何でじゃあ取組が進まんやったかは、どうも気になるんです、やっぱり。

②に入ります。現在、ごみの分別・削減が行われないままに、大型……

○議長（林 英明君） ちょっと柴田議員、暫時休憩しましょう。次は15分から再開します。暫時休憩。

午前11時05分休憩

午前11時16分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今までの質疑の中の繰り返しが出てくるかとも思いますが、少しまたしていきます。

②に入ります。取組が進まなかった要因。

現在、ごみの分別・削減が行われないままに大型ごみ焼き場の建設が決まろうとしています。少し今止まっていますが、あのときに組合議会が賛成になっていたらあの大型ごみ焼き場で動いたはず。そうなったときにごみの分別がないままに進んでいくということだろうと思われま。少しでもサイズが小さければ、町の負担も少なく済むんじゃないかなと。ごみの分別が、市や町だけでやれたんじゃないですか、もともと。だったら、何でそれを進めなかったんですか。その進まなかった要因を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 要因は様々あるかと思いますが、日程調整、それから分

別・削減方向性、そういったものに時間を要していたものというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） これは4月から、4月からよね、担当になったの、昨年ですか、4月からになった課長が前の軌跡とか見ながら判断されていることと思うんですが、一番そこは理解されているのは町長だと思いますので、町長、お願いしたい。ごみの分別・削減が進まなかった要因について教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 進まなかったというよりも、進んではいると思っています。ただ、議員が期待されるように、非常にスムーズ、スピーディーには進んでいない。そのことはそのとおりだと思います。

基本的に、やっぱり私が聞いている範囲としまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町で取り組み方がそれぞれ違うと、異なっているということです。ゴミ袋1つにしてもそうですし、料金にしてもそうです。そういったものを取りまとめていく、そのためにはやっぱり時間を要すると、そのように理解をしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それを今やろうとしているんですが、だから3年3か月前に始めていいんじゃないですか。そこは何で言っていたいてないんですかということは何回も聞いているんです。当然、すべきです。考えてください、大型ゴミ焼き場を造るときにどんなゴミが来るかも分からんで造るんですか。造るとすれば、今と同じゴミです。ゴミは分ければ資源になるんです。SDGsなんてよう言いよんしゃった、昔、行政報告に。大型ゴミ焼き場、SDGsに反しますよね。明らかに抜けている。すべきことができていない。ゴミ焼き場設計がこんなふうになるなら、その前にうちが持っていくゴミはこうですよと、きちっとしておくのが普通でしょう。その意識がないままに計画は進んでいった。このブラックボックスは何かがあるはずですよ。こんなずさんなやり方はない。県央の職員というのはほぼ市や町から出ている人でしょう。そこのトップは市長であり、飯塚市長、嘉麻市長、桂川町長、小竹町長、この4人が中心になって動いているはずだけど、誰がどうリーダーシップを取っているのかは分からないし、すべきことができていない。

県央以外の部分でゴミを分別・削減するというのは県央は外れてもう市や町だけでよかったはずなんです。それもできていなかったちゅうことです。多分、町長も僕と同じ勘違いがどこかであったんじゃないかな、県央と一緒にせなくさって、県央がするんじゃない、すべきだろうと。

いずれにしろ非常に困ったことになっています。誰がどう責任を取るんですか。すごいロスです。単なる金だけじゃない。資源のロスです。

では、次に入ります。財政状況です。

自治体の財政状況を語るときに経常収支比率という指標が使われますが、経常収支比率とはどのようなものですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に収入される一般財源、地方税、普通交付税などに対して、毎年度経常的に支出される経費、人件費、扶助費、公債費などがどの程度充当されているかを示す割合のことです。

経常収支比率が高い、数値が大きいということは、先ほど申しました人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いということになります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃあ、そのパーセントで表されていますが、理想のパーセントはどれぐらいですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 文献等によりますと、おおむね70%から80%の間であることが理想とされています。ただ、現実的には、令和5年度決算値では、福岡県内60市町村の平均値で言いますと91.9%という状況でございまして、80%未満の団体はゼロとなっております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり、経常収支比率というのは、さっちかかるお金、必ず必要なお金、入ってくるお金、これの割合になってくる。とすれば、75%の経常収支比率だったら、必ず使わないかんのが75%だから、あと25%で施策が打てる、新たなということになると思います。それが100を超えているということは、もう借金せなやっていけない。

桂川町の経常収支比率を資料5に出しています。非常に高いんです。昨今は、90%後半で動いております。少し、この僕は議員になってまだ7年目ですので、今までの経過がはっきり分かりませんので教えてください。

1993年まで70%台なんです、経常収支比率が、桂川町。つまり、これは非常に施策を打ちやすかったと思います。いろんなことができたはずです。この70%台が1994年にぽーんと91.3に上がります。その後、かなり90%台が続くんですが、なぜここで上がったんでしょうか、教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 端的にお答えしていきたいと思いますが、この年代については、いわゆるバブル経済の崩壊による影響と認識しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） バブルの弊害がこんなところに表れてきている。

では、さらに悪くなるのが２００３年、１００を超えているんです。これは借金財政ですよ、完全に。この１００を超えた要因は何ですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 当時、国が強く進めていたいわゆる「三位一体の改革」による影響でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） 教育予算もかなり削られたというあの小泉改革になるんですね。

では、あと井上さんが町長になられた、井上町長になられたのは２００６年ですね。６年というのは前の年の影響するでしょうから、井上町長が関わられるのは２００７年からということになると思います。２０１０年、ぽっと下がるんです、８９．４に。もう町長がなって以降、８０％台が２か所あります。８９．４、２０１０年になったのは何でしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 今、４つ目の質問ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）４つ目ですね。

２００７年から２００９年にかけて実施しました地方債、町の借金の繰上償還の影響が出てまいりまして、この効果が継続的に発現したというものと、あとこの前年におきました政権交代の影響により、地方交付税の増額交付が行われましたことが主な要因ということでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） １００％を超えたのは忘れていました、今言ったように非常に借金を返す部分が多かったということだそうです。

２０１０年は、だから外的な要因で８９になっている。

では、２０２１年、ここは８８．０なんです、これは一気に下がるんですが、想像はつきませんが何ですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） ２０２１年（令和３年）度はコロナ禍の真っ只中でありましたので、各種事業の中止を余儀なくされたこともございますが、最も大きな要因は、国税収入の上振れによる地方交付税の増額交付によるものでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） コロナ禍でいろいろお金が入ってきたのは覚えております。翌年も９２.１というのは、そういう影響があったと思われます。

そこを例外とすれば、かなり９０％の後半で動いているというのが、今、この町の状況です。２０２３年は９６.２ですから、必ず必要なのが９６.２％、あと３.８％でいろいろな新たな施策が打てたかどうかというようなことになるのかなと思います。

それで、井上町長は２００６年に町長になりました。非常に厳しい財政状況の真ん中です。大変だったろうなと思います。井上町長が、この桂川町の健全財政をするために取り組まれた施策にはどのようなものがありますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 財政の健全化というのは、これはもう町政を預かる上で基本中の基本だと思っております。そういうことからしまして、それぞれの年度ごとにいろんな取組がありますけれども、共通して言えますことは、やはり、この財政の健全化、これを念頭に置いた上で住民サービス、あるいは事業の推進、そういったものに心がけてきたということだと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） かなりガードを固めながらやらざるを得なかった、新しい施策はなかなか打ちにくかっただろうなと思います。

では次ですが、資料６、私が財政計画を立てる必要があるのではないかと１２月１３日、質問しました。企画財政課長は、後ろのほうになります下から８行目ぐらい、「議員御指摘の計画というものにつきましては、こうした事柄を踏まえまして、どこまでの範囲を整理するのか、またできるのか、どういう形にまとめるのが望ましいか、執行部サイドの課題とさせていただきたいと思います」。財政計画は執行部サイドの課題、言われたと思うんですが、「それは町長も同じですか」とお尋ねしました。町長は、「そうです」、「どうするんですか」と言ったら、「町の課題、それに取り組む優先順位といいますか、緊急度、そういったものも含めて検討する必要があると思っております」と答えられました。検討は進んでいますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 町が取り組んでいかなければいけない課題がたくさんあることは、議員も御承知のとおりです。

私どもとしまして、そういう課題について、積極的に取り組んでいく必要があると、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） そういった取組を執行部サイドできちっとつくっていただくようお願いします。

非常に気になっているのが、昨日の大塚さんの水道施設更新などについての質問の中で、町長はこう言われた。「安定していることを維持する」。また、今までの答弁の中で「今までどおりが大事なんだ」と、「昨日と同じ今日、今日と同じ明日」、でも、そんな状況じゃない。それはある程度財政が安定しているときの話です。今は危機状況だと僕は思います。90%の後半です、経常収支比率が。早く手立てを取らないかんでしょう。町長の任期はあと1年ちょい、私たちもそうです。あと4年務められるのかもしれませんが、そこは知りませんが、いずれにしろ、その中でちゃんとしたものをつくっていかないかん。50年を超える学校なんて最たるものと思うし、水道施設も非常に危ない。そんなことをちゃんと考えていかないと、今までどおりでは駄目だというのはあえて言わせていただきます。

僕は、若い頃に「現状維持は退歩なり」、かつこいい言葉だなと思いながら聞いていましたが、桂川町、現状維持でずっと来て、ふと見ると全部古いものばかりになっている。そんな気がして心配です。だから、何とかしましょう。一緒に考えたいんです。

では、次です。町長、何か言われたいことがあります。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 確かに安定した形での維持、これは必要だと思っています。

また、議員が御指摘のように変えていかなければいけない部分、それがあっても事実です。ただ、どちらか一方というわけにもまいらないと思っています。

水道事業につきましても、私もそれなりにいろいろ研究はしておりますけれども、ただ単に水道料金を上げるということだけでは、住民の皆さんの理解は得られないと思っています。そういった本当の意味での必要性、それができれば、それは説明をしていく責任があると思っています。ただ、そういうふうに水道料金を上げるということが大前提ということでは、なかなか難しいところがあると、そういう意味からしまして、安定すべきところは安定を図り、そしてまた、取り組んでいくべきところについては取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） やっぱこの現状維持、当然大事ですけれども、そこを考えるときに、前回も言っちゃったんです、つい言いました。町長1人で抱え込まずみんなでやったらどうなんですか。町長が全部そこで考えて、どうだろうと思われているような気がしたもので、いや、所管があるんでそこと話していますと言われたんだけど、今のもそういう回答が以前も同じことがあって、何もそこから進んでいないじゃないかという感じがしているもので心配です。みんなでやっていきましょう。

9に入ります。ちょっと印刷がうまくいっていないんです。これはJRに乗って桂川駅に降りたときです。そして、北口を出たら、こういう光景が待っている。北口の階段が正面にあって、

左と右にパネルがあります。

資料の7です。単純に疑問なんです。左側は、今度道路を拡幅するというほうのルートを通るようになっています。右のほうのパネルは、やぶれ屋さんの前を通って道路の畑とか田んぼの中を通っていく、いろいろ古墳のことのデザインとかしてある道路です。右と左で誘導のルートが違います。どちらをしたいんですか、もしくは両方ですか。

○建設事業課長（原中 康君） 議員御質問の今の桂川駅から王塚古墳までの推奨ルートにつきましては、現在、道路拡幅事業を進めております桂川駅北口正面から王塚古墳につながっております町道豆田瀬戸線でございます。それで、駅改札から出て正面の左手には、この町道豆田瀬戸線を通るルートを掲載して、今回、観光マップとして掲載させていただきました。

右側に掲載しております小さい地図につきましては、平成30年当時に桂川駅周辺都市再生整備事業の中で、王塚古墳までの誘導路という形で着色をして整備しています。こちらにつきましては、この豆田瀬戸線のほうの事業も試みたんですけども、ちょっと当時、用地売却等の関係でこちらの整備が難しくてそういった整備をした、そのときの地図をつけておるんですけども、ちょっとこの紛らわしいという状況があるかと思いますので、これについてはちょっとどちらかは既存のやつを外すというような方向も検討していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりにくいと思いますのでお願いします。

そして、新しく拡幅するほうの予定のところを人を通したら、工事とか危ないような気がしてならない、今後。

下川さんが以前言われました。あそこは人が通勤とか通学多いんです、だから広げることはやぶさかでないと彼は言いんしゃった。そんなところを工事があつたりしたところを通していいのかな、ちょっと心配ですので、あと古墳館は9時にはもう空きますから、9時ですよ、古墳館。だから、遠くから桂川町にきた人が、9時だったらまだ交通、あそこ危ないと思いますので、ちょっとそこは、どっちがいいか分かりませんが、ちゃんと危なくないならいいんですけども、御配慮ください。

次ですが、私の友人が言ったことなんですが、弟が帰ってきたと、久しぶり桂川に。改札口を出て、どっちに行っていかが分からんやつたと、つまり、北口に降りるのか南に行くのか。それは、初めて桂川駅に着いた人も同じことが起こると思いますので、以前にも言ったけど、その駅の周辺の絵地図がいるんじゃないかなと。それは、先ほど正面に2つあるうちのどちらか横、もしくは撤去した後にしたらいいのかなとは思っていますので、検討をください。

それと、もう一つ、以前から言っているように絵地図は要らんのかということです。桂川町全体を表す絵地図。また、嘉麻、飯塚あたりを含んだところ。これは、僕は2021年3月21日

にあそこがオープンしている、その前後からずっと言い続けてきたことです。お金が意外とかかると思うので、さて、どうか分かりませんが、町長は桂川のことを大事にされているし、王塚古墳も大事にされているのはその辺も発想として必要かもしれません。少し考えていただけたらと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、御指摘の点については、ぜひ検討をしたいと思いますが、議員も御承知のように、例えば王塚古墳館の前には、そういう地図があります。ただ古いものですから、現実に沿ってないという部分があります。そういったものも、いわゆる訂正をしていくということになれば、相当な経費が必要になると思われます。

私どもとしては、やっぱり有利な財源等を探しながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 財源はあると思いますので、そこに使うものがどうかは分かりません。そこに地図を置いちよくという手もあります、紙ベースの。

では、次です。12月議会で、大塚さんが、駅のホームで椅子の増設はしないんですか、非常にやっぱり困っています、皆さん。担当課長は、鉄道管理者との設置の協議をしたいと回答されました。協議されましたか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川駅のホームの椅子の設置につきましては、J R九州と打合わせをしております。今、直方のほうの筑豊篠栗鉄道事業部のほうに訪問しまして、この内容について打合わせをさせていただいておりますけれども、J R九州としては、基本的には、現状の数で桂川駅を管理していきたいというものでございます。

基本的に、待ちスペースを確保することが優先されます。朝の通勤ラッシュ時にはかなりの乗降客がおられますので、この椅子を設置することによってそういった影響等もある中で、現在の椅子の数が駅を管理する上で適切な数というふうに捉えてあるということで、その状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 朝のラッシュ、確かにそうですが、その後、博多に行こうと思っ
て行くときに、お年寄りが立ってあるんですね。私も年寄りですけど、私よりも御年輩の方が、そういう風景があります。ぜひ、町長、一度見に行ってください。

もう一つ、以前から言っているエアコンのついた待合室が欲しいです。夏、汗かいて行きます。汗、ふきふき、電車待ちます。電車乗ったら、急に寒くなります、エアコン効きすぎて。冬、寒い中行きます。柱の影に隠れとかないかんぐらい寒い。何とかならんのですか、以前から言って

います。

僕は、かなりＪＲを使うもので感じています。町長は多分そんな経験がないだろうと思うので、公用車じゃないで、たまにＪＲで行って見たら分かると思いますので、ぜひ、こういったことも考えてください。

ただ、エアコンはやっぱり難しいですか。今まで何回も言ってもらっていますよね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいまの御質問につきまして、ホームの中の休憩室の施設になろうかと思います。ホームの休憩室につきましては、桂川駅がこの自由通路整備に当たりまして、バリアフリー駅ということでバリアフリー化されたことによりまして、これまでのような休憩室の設置をする際に、車椅子等の利用が完全にできるような休憩室の空間、並びにその両端に１．５メートル相当の通路幅をしっかりと確保する必要等もありまして、非常に困難であると。一番両端につけたことは可能じゃないかというようなこともあったんですけども、非常に両端につけるとということについても利用が非常に難しいということで、ＪＲ九州としては、なかなかホームの今の状態で待合室を設置するということが困難であるという回答を得ていますので、ちょっとそれからの進展はないという状況でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） 新しくできて、かえって大変です。

今、言われたように博多駅側に造ればできそうな気がするんです、スペース的にあるんですけど、観光案内所、あれをすっぱり持って来れたら一番早いんですけど。

では、１０に入ります。町政報告についてです。

町政報告で米の価格高騰について、町長述べられました。自治体によっては住民に対して独自の支援施策を出されていますが、町長、何かお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いえ、現在の状況の中では、特に考えはございません。ただ、今、非常に動いておりますので、この動きについては注視していく必要があるとそのように思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（３番 柴田 正彦君） 一番の問題は小中学校と思っています。米が上がっているんですが、学校給食大丈夫なのかな。ほかの食材も上がっているはずですが。福岡市では、唐揚げ１個とかが問題になっていますけど、今の給食費で大丈夫かな。下手すれば、以前、桂川町でやったように牛肉が豚肉になったり、デザートを減らしたりとかいう状況になるんじゃないかなと。桂川町に住む子どもの健康、給食の質、量を保証する必要がある。補助をもっと増やすことは、ここで考えられませんか。

○学校教育課長（平井登志子君） 本町の学校給食における米は、県学校給食会の契約米となっております。県学校給食会においても、今年度から米の価格高騰の影響を受けておりますが、県と仕入れ先との交渉で、価格を抑えて対応しております。

また、本町独自の食材高騰の対応といたしまして、今年度は物価高騰緊急支援対策事業を活用し、給食の食材高騰に充て、保護者の皆様の負担軽減と適切な給食の提供を実施しております。

仮に、県学校給食会から契約米が年度途中で値上げになったとしても、給食会計への繰越金で対応するようにしており、保護者の皆様の給食費の引上げをすることは考えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 1月に500円の補助を1,000円にされたのは知っています。ただ、それで間に合うかどうか、心配です。今後とも、その様子は見ておいてください。適宜やっていくようにしていきます。

もう一つ、保育所・保育園に対してなんですけれども、ここに対しても食費といいますか、補助とかは考えられませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 保育所・保育園につきましては、先ほどの説明とはまた別になりますので、今後の状況を見ながら考えていきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。ぜひ、お願いします。

そして、桂川町子育て会議の中で、グループに分かれていろんな意見を出したときに、1つのグループから次のような意見が出ました。現在、土師保育所に通っている3歳、4歳、5歳児は家から御飯を持って行っています。これが夏が暑かったりとかそんなので非常に心配していると言われました。私は、貧しい家庭のそこは御飯を持って行けているのかなと、それも心配なんですけれども、いずれにしろ保育所で作るようにすることが必要になってくると思います。

今は、当然、その施設は置けない、土師保育所の食堂には食事作るところを。だから、今度、認定こども園を造るときにぜひ大型炊飯器を準備するように検討してください。いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一つの検討課題として受け止めたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願いいたします。

柴田、一般質問を終わります。

○議長（林 英明君） 次に、9番、原中政廣議員。

○議員（９番 原中 政廣君） ９番、原中です。それでは、通告書に従って質問をしていきたいと思ひます。

まず、質問１から５番まで出していますけれども、時間の関係で少し時間をいただいて、質問１のみを午前中で質問させていただきたいと思ひますので、御配慮を議長のほうにお願いしたいと、まずは、お願いを申し上げます。

まず、今、福岡県で隣保館と連携した就労支援事業ということは福岡県の支援で行われております。これについて、この事業の内容及び目的について、江藤課長のほうにお尋ねをしていきたいと思ひます。お願いいたします。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） この事業は、地域のことをよく知る隣保館と福岡県の就労支援センターが連携いたしまして、就労に関し厳しい現状を踏まえまして、就職困難者の就労ニーズの把握、相談、職場定着までを支援することを目的とした事業ではございます。

参考までに、令和５年度、６年度にモデル事業といたしまして嘉麻市のうすい人権センターあかつきと福智町のほのぼの館の２市町で実施されまして、令和７年度より、福岡県と市町村の隣保館との連携事業として、就労相談に來られた方を各就業支援センターの支援につなげる取り組みを開始いたしております。

桂川町におきましても、今年度より、取り組みを開始しているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 令和５年から始まったということですね。

それでは、この支援事業の流れ、桂川町にとっての流れを分かれば教えてください。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） この具体的な就労支援の流れでございすが、まず、隣保館相談員が就労相談に來られた方の状況や希望を聞き取りまして、福岡県が指定します相談受付票を作成いたします。作成いたしました相談受付票を福岡県の就業支援課に提出いたしまして、福岡県は、その求職者に合った就業支援センターを選定いたします。

具体的に、この県の就業支援センターでございすが、学生に対しましては若者就職支援センター、また、４０歳以上の方につきましては中高年就職支援センター、６０歳以上の方につきましては生涯現役チャレンジセンター、長期無業者、いわゆるひきこもりの方につきましては若者サポートステーション、また、女性専門の支援先といたしましてはママと女性の就業支援センター、また、障害や御病気をお持ちの方につきましては障害者就業・生活支援センターといったそれぞれの相談者に最適と思われます就業支援センターの相談員が、その求職者への個別就職相談を実施するような形であります。

その後、就職困難の就業ニーズの把握、相談、職場定着までを支援するような形となります。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9 番 原中 政廣君） それでは、今の回答の中でも細やかにやっていると、だから、就労の機会が増えていくというような考え方でいいですね。

それでは、こうした県の支援事業を受けて、桂川町としてのどういう方向で、これはただうちが窓口になって県がやるということではない。桂川町にとってもサポートしていく必要があると思うんです。そういう点から考えて、桂川町としての具体的な取り組みについて課長にお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） 桂川町の取り組みでございますが、皆様御承知のとおり、隣保館は地域住民の生活向上と人権擁護を目的とする福祉施設であり、福祉・労働・教育などの生活相談や差別のない社会づくりのための事業を行っております。

現在は、施設名を桂川町人権センターとして地域住民全体の福祉向上や人権意識の啓発を目的とした施設として活用されているところでございます。

今回の福岡県の本事業開始に合わせまして、健康福祉課と連携いたしまして、就労支援事業を実施しておりまして、今年度はまだ相談件数は1件でございますが、相談者の希望に沿った就労支援を福岡県と連携して進めておるところでございます。

桂川町人権センター隣保館における就労支援事業につきましては、今後、広報けいせん等を活用いたしまして町民の皆様に広く周知、お知らせをし、本事業の活用を推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9 番 原中 政廣君） この中で健康福祉課等との連携などもあると思うんですけれども、その内容的なものが分かりますか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） この本事業の実施に際しましては、所管課であります社会教育課の課長、それと隣保館人権同和教育係の係長、そして社会福祉関連の各種相談窓口の役割を担っております健康福祉課の課長、それと母子保健係、健康推進係、福祉係、高齢者・女性係の各係長と合同で本事業の概要の説明、詳細の打合わせを行っているところでございます。

それぞれで受けた相談ケースにおきまして、就労支援が必要であると判断したケースにつきましては、両課で内容を共有また協力しまして、その支援策の一つとして、この福岡県の本事業を活用しまして、就労困難者に対する就労支援を実施していくことを確認しているところでござい

ます。

健康福祉課と社会教育課、人権センターが連携することによりまして、就労困難な相談者の抱える課題解決に向けまして、支援の継続性と効果を高めることにつながればというふうに考えているところでございます。

なお、現在、一般的な就職先の検索相談窓口といいますとハローワークや、また、ウェブサイトでの求人情報を利用される方が多いとは思われますが、今後、人権センター隣保館の重点事業の一つといたしまして、福岡県就労支援事業も積極的に活用しながら我が町の身近な相談機関窓口として、就労困難者に対しましての就労支援を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、この中で合同ケース支援会議等という形の中で各課集まってる話かなと思うんですけど、そこら辺のところ少しだけ具体的に。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○社会教育課長（江藤 栄次君） いろいろな各種相談、福祉課もそうですし、社会教育課、隣保館もそう思うんですが、相談がありまして、その解決、基本的には貧困、そういった問題の相談がございまして。その中の解決の一つとしまして、やっぱり就労という課題が散見するようなふうに私は個人的に考えております。そのことにつきまして、高齢者だったら高齢者・女性係、障害だったら福祉係と隣保館が協働しまして就労支援センターにつなげるというのが大きな課題でございまして、この県の事業、今までも福祉課でもそこに関連して連携してやっていただいたと思うんですが、今回の隣保館も深く関われるようになりましたので、合同でやっていけたらというふうに思っております。よろしいですか、こういう言い方。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今、いろんな各課、一緒にやっていくということで、それは非常に私はいいいことだろうと思います。

ただ、課長、1つだけ大きなポイントとして、大きなスペースという、いろんな相談事業とか就労事業があると思うんですけど、意外と柱がなくなったときに苦しいところがあるんです。それぞれで各課持ってると思いますけど、やっぱりその点については、今回、この就労支援事業が出ましたし、これをあくまでも隣保館を経由するという形の中ですので、どうか町の全体の取り組みは分かるんですけど、そこできっちと江藤課長のところで柱となってこの事業、またはほかの事業も進めていただきたいと思います。

今、この事業は、実は先ほど課長が申し上げられましたけれども令和5年から、4年ぐらいからこの問題点が出ていたんですけど、この支援事業を始まったときにモデル事業を始まったとき、

このときはあくまでモデルですから、福岡県内に手を挙げてくださいと、要綱は同じような要綱で来たんですけど、そのとき、私は文教委員の皆さんは御存じと思うけど、その当時、こうした事業があるはずだと、2年前から。この事業に対して手を挙げましたかと言ったら、うち、挙がっていないんです。

そこで、今回は、今度はモデル事業で手を挙げて県が落としたという場合では、これは仕方ないです、必要性のあるところだという。でも、手を挙げていないですね。だから、桂川町も正直言っているんな数字を見たら、やっぱりどうしても就労の場が少ないということで、こういったのは手を挙げるべきじゃないかなと、挙がっていませんでした。だから、今回、全体的に福岡県の中身を私も調べてみましたけれども、手を挙げたら全域でやろうと、今までは2か所とか3か所だった、挙げたところの中で5か所挙げれば条件によって2か所取ると。それは、今回はある程度、手を挙げてきたので全面やりましょうということですので、ぜひ、課長、これしっかりやっていただきたいと思います。

そして、今、福岡県がやっているのは、小竹の高等専門学校、就職をするところとか田川高等専門学校、そういうのは福岡県の所管になってくるんです。ところが、結局、その就労の中でとにかく失業保険とかいろいろなところでハローワークが、今、中心になってやりよるばい。でも、今、福岡県と国のハローワークが物すごく密接につながっているんです。しょっちゅう会議しています。そうした中でいろんな施策とか、いろんな就労支援の内容もこれ変わってきているんです。もう今、ここの田川ではどういう状態が一番いいかな、小竹ではどういう状態がいいかなということとは支援事業、そして桂川町あたりは例えば田川に行ったりとか、小竹専門学校で行ったりとかいう形の中で就労支援をしていくとかいうのが、今、国、県の大きな流れだろうと私は思います。

そうしたものが、今度、隣保館を経由して、なおかつ、この調査を含めてやるというのは、やはり国のほうとか県のほうでもいかにこの筑豊地区が厳しい状況にあるかということを私たちは考えなければならないと思います。

そのためにも、ぜひ、今から先、隣保館自体の運営も様々変わってくると思います。今の隣保館の事業だけでは、いろんな国の施策から残ってくる厳しい部分も出てくると思います。そうした新たな価値観のある、そういう事業をしていただければ、僕はありがたい。

ここでわざわざこの私もちょっと取り寄せしましたが、うちは桂川町人権センターという形で、県から出ているのは隣保館と連携、同じことなんですけど、その県のやはり隣保館としての心遣い、こうしたものを私は感じるんです。そして、今から先、そうした課に対して、私はいつも思うのは情報がうちの場合はちょっと少ない部分があるので、ぜひ、そういったところの、もう県といろんな形の課で情報が早く入ってくるような形のものは、やはり、今、桂川町の場合、

大庭教育長が県の本当にいろんな形の中で各課、いろんなところでお話を聞きます。そうしたところが江藤課長のところの上司でもおられると思いますので、できるだけ足を運んで、そうしたものを直に受けられるような私は体制を取っていただきたいと思うんです。

なぜかと言いますと、やっぱり人間と人間なんです。だから、いい情報は間違いなくそうした関係を持ったところに出てきますし、あとは電話でも調整ができたりとかいろんな問題が出てくると思うんです。だから、そういう点を課長のほうでしっかり整理していただいてお願いしたいと思います。

うちの場合の、これはもうちょっと失礼な言い方なんですけども、全体的な見方として、私が見ているのでほかの人は分かりません、でも、他市、他町あたりはもう管理職あたりで県とかいろいろと直でやれるような人も出てきよるんです。そうしたものを、やはり、私は若干少ないんじゃないかなと思います、そういう体制が。できるだけ、そういう部分の体制をしっかりと、今、そういう県との関係の窓口も大庭教育長のほうで広く取ってありますんで、そこら辺を課長のほうにも、ぜひ、この機会を捉えて頑張っていたきたいと思います。

ちょうど、ちょっと時間過ぎましたので、この件については質問を終わらせていただいてお昼に入りたいと思いますけれども、先ほど、柴田議員から質問ありました提要の問題ですけども、これ、誰が持っていたのかとかいう形のものをしっかりと質問していきたいと思います。この点に対しては、しっかりした答弁をいただきたいと思います。

午前中の答弁を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。再開は1時から。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、2番から5番まで入っていききたいと思います。

今回、いろんな形で質問を出してみました。これは、基本的にふくおか県央に対する質問内容、それと議会と行政とのそちらの中の関係、こうしたものをいろんなところで疑問を感じましたので質問を出しております。

それでは、早速、今まで町長の、または執行部のほうから答弁いただきましたけれども、少しダブる部分はあるかも分かりませんが、御答弁をお願いしたいと思います。

今回は、全部、井上町長ということで出しておりますので、可能な限り、町長のほうから御答弁をいただければありがたいと思います。

まず、先ほど実務提要ということで出ました。これ、実務提要について、先ほど町長のほうからも考え方は示されましたけれども、非常に大事な部分がありますので、再度、町長の考え方をお伺いしたいと考えます。よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問の文書として、地方議会実務提要とは何かという質問内容になっていますので、この実務提要といいますのは、地方自治体の事務処理に関する実務的な課題や法令の解釈、通達実例などをまとめたいわゆる地方自治体職員の業務を円滑に行うための解説書、もしくは参考書、そういった内容のものでありまして、今回は、地方議会とついてはありますが、そのほかにもいわゆる財務とか税務とか人事とか防災とかいろんな分野があって、そして、この実務提要という形でまとめられているというものでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） まさしく町長の言われるとおりであると思います。私も、実はこの実務提要が桂川にあること自体知りませんでした。それで、実は、この提要を見まして、実は弁護士のほうにも、先生、これどういうふうに取り取るのと、私、10回ぐらい読んで、ずっと読めば読むほど難しくなって、最初1回ぱっと読んだときは、ああ、こういうことかとか理解したんです。何回も読むたびに理解の仕方が変わってくるんです。だから、非常に難しいなと思いつつも、たまたま、弁護士に知り合いがおりますので、今、町長が言われたような形で確固たるもので、普通いう裁判なんかの判例集とかありますよね。そういうものではないと、だから、いろんな形の中で柔軟に考えてもいい部分があるんじゃないかと、だから、読む人によってこの実務提要の考え方も変わってきて当たり前だし、案件によっても変えてもいいんじゃないかというようなレクチャーを受けましたので、今、町長が言われるように、これは絶対的なものだという答えが来るかなと思ったら、柔軟な答えでしたので、私はその点はそのまま受け止めたいと思います。

それでは、地方議会実務提要の、これは先ほど柴田委員長のほうから問題を投げた、議会のほうに出された。この出されたときに私一番最初に気がついたのは嘉麻市提供と書いてあったんです。これはなんじゃということで、先ほど一部、町長のほうからも回答がありましたけども、この出された日時と、3番と一緒に嘉麻市より提供ということがありますので、ここを御答弁いただければありがたいと思います。

これは、先ほど町長でなくして副町長でも結構ですので、どうぞ。

○議長（林 英明君） 山邊副町長。

○副町長（山邊 久長君） 先ほど柴田議員の御質問でもありましたし、今、原中議員から御質問をいただきました実務提要に関する経過についてでございます。

先ほどは、これは複数の担当にまたがっておる事案でございまして、明確な日時や経過等が整理をできておりませんでしたので、改めて、今、整理をいたしましたのでお時間をいただきましたことを誠に申し訳ございませんでした。

まず、内容につきましては、3月5日開会の3月議会において、一部事務組合に関する一般質問が多数寄せられておりました。そういったことを受けまして、3月7日の日に飯塚市、嘉麻市に担当課長を通じて状況の確認をしていただきました。その後、その内部協議をしたわけですが、そのときに先ほど申しました嘉麻市より、この実務提要の2ページにわたるものが存在するというので、担当課長のほうに回答があり、それを我々に上げていただいて、内部の事務協議に使わせていただいたところでございます。

それで、そういった形で提供はいただいたものの、この実務提要が本町の議会にあるのかどうかというのは、先ほど言われましたように、我々も本当申し訳ないんですけど、承知をいたしておりますませんでした。

そうした中で、神崎局長のほうに我々が事務用に、協議用に使った資料をこういう実務提要なるものが嘉麻市から情報提供があったんですけども、こういうものがうちの議会にありますかという照会を3月7日の日にかけさせていただいたところ、その後、局長のほうから回答があり、同じ冊子がありましたということで回答をいただいたところでございます。

先ほど指摘のありました資料を事務局に渡したのは誰か、それは、私が今言ったようにこの資料を探していただきたいということで私のほうが局長のほうに持って行きました。その後、3月の10日の議会運営委員会の中で、町長がこの実務提要の存在をいわゆる委員さんたちに紹介をされましたので、これはしっかりと町長が公言をされたということで、もし、今後、議員さんたちが当然この実務提要の中身はどうなっているのか、その本はあるのかということで事務局のほうにお尋ねになるということも想定いたしておりましたので、私のほうは有効活用を局長のほうにさせていただければというような気持ちで資料をお渡しをしたというところでございます。

以上が、経過を含めて報告でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 流れは分かりました。私もちょっと整理したんです。

まず、今言われた3月7日、それから議員のほうには基本的な配付はないということで議運の中で町長が説明されたと、10日、これ日にちが間違っていたらごめんなさい、議運が3月の10日かな、この日に町長から説明を受けたと。その場合に、先ほど町長の答弁ありましたけど、私、知らないということだったんですけど、その中で町長とのこういう提要の問題に関しては、内部協議はあったわけでしょう。（「もちろん」と呼ぶ者あり）ただ、副町長があげたこと自体を知らない、町長が、という考えが、ちょっと待って、ちょっと答え聞きましょうか、ごめん

なさい。

○議長（林 英明君） 山邊副町長。

○副町長（山邊 久長君） 議員おっしゃるとおりでございます。この実務提要の存在については、当然、町長のほうに御報告はいたしておりましたが、議会のほうにこういった冊子が本当にあるのかというところを私が議会のほうに伝える手段として、ああいう形で伝えますというところまでは町長には報告をしておりませんでしたので、御迷惑をかけたところでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。そして、これが後からと言いますけども、桂川町にはそのときの提要があったということなんです。私はすぐ疑うタイプなんで、議員のほうからこれを受けまして、嘉麻市から提供というわざわざ書いてあるけど、桂川町が知らないわけじゃないかと、逆の立場で私自身も知らなかったんですが、これはあれじゃないかと、逆に疑った考えが嘉麻市もこうしよります、飯塚市もこうしよりますのでうちもこう行きますとか言う問題がよく行政と議会の中でやり取りがあるんでわざわざ嘉麻市から提供という形で書いてある。普通、あそこを外すとか、自分自身の考え方で出すのであれば外すとかするんでしょうけど、嘉麻市提供と、これは作為的に書いているんじゃないかというような考え方、これは意見はよく分かりましたけどそういうふうになんて考えたところですか。これはもう邪推になるかもしれませんけど、そういうことです。

ところが、ちょっとその後からお話ししますが、この出した際に実務提要の解釈を事前にやっぱり協議があったらと思うんです。これは、例えば、今、副町長と課長あたりの中、私もこれ実は実務提要の中身を自分なりにいろんな人に聞いて、そして、人に投げかけて、これはこういう解釈でいいよねと、私の解釈間違っていない、いろんな意見がこれはこう読むんじゃないかとかやったんですけども、この中で基本的に担当課の中で協議されたということで、町の3役であります今から先、町長と副町長と教育長、この町長が今までずっといろんなこの提要に対する考え方をだされてきましたけども、3人で協議してこういう解釈でいいよねというような内部的な協議は行われましたか、町長にお尋ねいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そういう形での内部協議は行っておりません。私としては、自分なりに資料を読み込んで、そして、今回の場合にどう対応すべきか、そのことを確認を自分自身の確認をした上で、議会運営委員会の席において、この実務提要のお話をさせてもらったということでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） それはそれで町長の考え方でもいいだろうと思いますが、私的には、非常にこれはで議会と行政の挟間の中で非常にいいところ、いいところうちゅうか大事なことなんです。それで、そういう案件であれば、基本的には管理職の方も協議されるのいいと思いますけれども、こういう問題は三役の中で確固たる方向性を示すのがいいのではないかな、これは町長との考え方で今後そうしていただけるんだらうと思いますけれども、そういうふうに考えました。

次に、その中で、この３月１１日の一般質問の前の全員協議会の中で、町長から説明があったということですが、これはこの中で議会のほうから提要にこうあるから、私たちには答えできませんという話をされたんだらうと思うんですが、議会のほうからも一定のこの議会運営会の中で反発があったんだらうと思うんです。いや、それおかしいんじゃないですかということであったんだらうと思うんですが、そういう点は、町長、その時点ではどのように議会運営会の中で受け取られました。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どう言いますか、議会運営委員会の中でそれぞれの委員さんからそういう声があったことは確かです。そのことについて、私のほうとしましては、これはいわゆるこの地方議会実務提要というのは、先ほど申し上げましたように、一つの解説書あるいは参考的なものと、しかし、この中にあるいわゆる地方自治法が上位法ですから、だから、この地方自治法に示されている考え方、これはこれまでも何度も申し上げてきました、いわゆる一部事務組合の事務と桂川町の事務、この区分がやっぱりきちっとしておかなければいけないということですから、そのことについて、私のほうとしては御理解を求めたと。皆さん全員が理解されたということでもないかもしれませんが、私としては、御理解を求めて臨んだということでもあります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） この件に関しては、後ほどまた質問しようと思っていたんですが、町長のほうから、今、地方自治法の関係ということで御説明がありました。地方自治法、上位法、これに関係するからということで、その地方自治法は１４７条と地方自治法２８４条、この分がいいんですよね、町長。昨日も大塚議員の質問の中でこの上位法の自治法の説明がありました。その中で、この自治法は１４７条と２８４条、このことでいいんですか、質問の在り方として。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それぞれ書いてある内容は異なりますので、１４７条では、長の統括代表権について述べられております。そして、２８４条におきましては、組合の種類及び設置について述べられている、このことが、今、課題になっている一部事務組合の事務と私ども桂川町の事務、その規定する地方自治法であると、そのように解釈しています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 今、この解釈に少し、私は無理があると思うんです。ちょっと読み上げます。時間の関係で、実はもうあまり読めてない。１４７条は、地方公共団体の長は当該だから桂川町と読めばいいんだろうと思います、普通地方公共団体を統括し、桂川町を統括しなければなりませんという案件でいいんだろうと思います。その後に、町長が定義づけられました。一般質問内容を規制するような形の中で、これ、私がどう読んでもその分野に入ってこないと思うんです。地方公共団体の組合で一部組合及び広域連合と今で、例えば一部事務組合するか広域連合とするかというようなもので、これのたくさん書いてありますけど、これの認可事業、広域一部組合をつくるときはこういう許可がいきます、そして、広域連合をつくるときはこういう簡単に都道府県知事の許可を得ますとかいう、そして、廃止するときはこういう形でなければ廃止としますというような文言なんです。この文章をもって一般質問の内容の規制をかける、非常に厳しいです、拡大解釈も。

先ほど提要の中でもありましたけれども、解釈の仕方、自分が解釈したらいいんだということではないとその中できちんと本当にこれは大丈夫なの、私、これどう考えてもこの中にそういう中身が見えないんです。あくまでも認可的な問題がこれ書いてあると思うんです、この文章の中には。書いてある。答えたい、どうぞ。私の言いよる意味、分かるでしょう。そこを教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 確かに議員が言われますようにこの条文の解釈というのは非常に難しい。もう法律というのはそういう形でつくられているということになるかもしれません。ただ、今、読み取れないという部分があるというのは、私も最初のうちそういう気持ちも少しありました。いわゆる一部事務組合ができたなら、そこに権限を移譲するわけですから、そのときには例えば構成市町にある、それに関連するもの、これはもう廃止になりますという条件。要するにだぶらせないというところを明確にうたっているわけです。ちょっと分かりますか。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） よく分かりませんが、そこら辺は考え方が分かれる。本当はこれを読み上げたいんですけど、ちょっと時間がなくなったらいけませんのでもう止めますけれども、これで一般質問を規制していくとか、これはやっぱり間違っています。正直言うと、私は、もう当然、議会としても一般質問を例えばこうしたときに議会と行政側の協議がしっかりできておれば、こういう問題も起こらないんだろうと思いますけど、この文章をもって一般質問に規制をかけると、私は、正直言うと信じられませんし、ほかの職員さんもちょっとこれを読んでもらったら分かると思いますけれども、これでそこまで解釈できるんだなと、相当、厳しいだろう

と思います。

それでは、次に移っていきます。ふくおか県央環境広域組合の井上町長の職責と権限について町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

ただ、ちょっとその前に1ついいですか。先ほど議員が申されましたように、先ほどのいわゆる地方自治法の関係284条の関係ですけど、これは拡大解釈とか類推解釈とかじゃなくて、もう本来の解釈なんです。私どもも類推して都合のいいように解釈しているわけではありません。これは、ぜひ、御理解願いたいと思います。

御質問の一部事務組合での町長の役職、権限についてということであります。

ふくおか県央環境広域施設組合規約におきまして、関係市町の長として副町長に命じられております。また、職務権限といたしましては（「副町長ですか、副組合長」と呼ぶ者あり）そうです、申し訳ない。副組合長に命じられております。失礼しました。

また、職務権限は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、または欠けたときはあらかじめ組合長が定めた順序により、副組合長が職務を代表するとなっております。

ここにありますが、あらかじめ組合長が定めた順序といたしますのは、現在、飯塚市長が組合長、そして第一の順番は嘉麻市長、第二は私、桂川町長ということになっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。この部分は私も承知しております。

その中で、もう一つ、この管理者という問題があとのほうに出てくるんですけども、管理者も副管理者という位置づけで町長よろしいですか、管理者。だから、もし分かれば、そこで副組合長と副管理者との使い分け、これ、使い分けというか、これはどういうことですか。普通、副組合長だけでいいと思うんです、権限があるわけです。この中に別途、副管理者という形のものも出ているんですけども、これはどういうふうに受け、今まで私は副管理者とかいうことは全然分かりませんので、通常、副組合長という形の中で頭の中で整理していたんですけども、これちょっと分かれば、私の勉強、参考のためにお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 副組合長が正式なものだと思います。管理者というのは、先ほど言いました実務提要の中に出てくる言葉で、一般論として管理する立場にあるものという意味であろうと思っておりますので、私は一般的に言う副管理者に当たるかもしれませんが、正式には副組合長であります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 分かりました。これはあくまでも提要の中の用語として理解したらいいいですね。だから、ふくおか県央といったらあくまでも副管理者とかいうことじゃなくして、副組合長の２名のうちの１名だということですね。そういうことを理解してよろしいですね。となれば、いろんな問題の中で、今まで質問の中でも若干出てきているんですけども、町長のほうが今までふくおか県央に対して意見を述べますとかいうような表現の仕方をされていましたが、今、いろんな質問の中で。私は、これは若干違うじゃないかと。ここで言うたら町長と副町長という関係であると思うんです。そうなったとき、そこの桂川町議会が一つのふくおか県央という議会があるんですけども、そこに町長が、例えば組合長の意見を述べるんじゃないでして、自分たちが議案の提案をするんだから、僕は指示するのが基本的だったと思うんです。町長もそれは前の一般質問の中でそう言われたんです。私の結局そういう立場だと。どういう表現でされたかはっきり覚えていませんけれども、いや、ふくおか県央も桂川に持ってきたら桂川議会と一緒にすると、だから、私たちにはそういう責任がありますということになってきたときは、あくまでもふくおか県央に対しては自分たちが相談事業というよりか、ふくおか県央の職員に対してこういう方針でやんなさいと、そこを結局、指示して提案させていくのが、これ、組合長とか副組合長の仕事じゃないかと思うんですけど、表現の仕方が若干何かちょっとお願いしていますとか、こういう結局表現の仕方に私は少しあるんです。ほかの議員もそれはそういうふうに取り扱っているんじゃないかなと思うんですけども、それは人によって違いますけれども、私はそういうふうに取り扱うんですけども、そこら辺、町長、私の誤解があったらいいけませんので町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 会議の中で意見を述べるということは、何度も言ってきました。副組合長の立場として、職員に業務を頼む、業務を頼むというか極端に言えば命令ということにもあるかもしれません。ただ、意見を述べるというのは、どちらかと言えば正副組合長会議、そういう会議の中でいろんな対応策が協議される中での私、副組合長としての立場で意見を述べるということでもあります。常に県央の組合の職員そのものに対して意見を述べるという立場にはないと思っています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） それで安心をしました。ということは、飯塚市長、それから嘉麻市の市長、町長で決めれば、それを案件としてしっかりふくおか県央の職員に対して下ろしていけると、だから、あそこがいろいろ説明していますけど結構答えるんです。私、議長がいろいろ苦労して４回勉強会をしました。でも、しっかりここで答えられないような案件は、大体ここで聞こうとしていることは、大体分かっているんです。でも、あえて皆さんの気持ちは、町民の

方々に知らせたいとか、いろんな気持ちの中で説明されてあるんで、私はそういうところに行けば一般の質問の在り方に関しても疑問を持っておるところでもあります。

それでは、ここで一番、ここを今、町長のほうから管理者というよりか副組合長だということで御答弁いただきましたんで、ここの議会での質問範囲、今、一番部分的に大事な部分があるんです。ここについては、今まで大塚議員、柴田議員、吉川議員までいろいろ質問があつて、今の今議会が始まる前の考え方と今の考え方は変わりませんか、それとも若干変わってくる部分がありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる本件に関する部分については変わりはありません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。本件以外の件に関しては、私もこれ、後ほど質問事項に書いておりますので、そこで町長との意見を交わしたいと考えます。

それと、先ほど冒頭に申し上げました議会と行政との信頼関係、今、恐らく信頼関係が薄れています、正直言つて。私は、先ほど町長が実務提要か、こうしたものを副町長と一緒に上げられたと。私、これは、例えばいろんな全員協議会とか考案日とか、いろんな日にちを若干余裕を持った議会運営に変えておると思うんです。そういった中で、昨日の今日分かった分なら、ある程度これは情報が入っていたと思うんです。そしたら急に上げるんじゃないで、例えば全員協議会の中でちょっと開いてくださいと、そうやって私のほうから議会に対してこういう部分に関しては質問を受けられんと、そこで議会とのある程度の協議をして、いや、それでも私は聞くと、それでも私は答えないというような問題が出るかも分かりませんが、一定のこの協議というのが、いや、私は受けん、今まで私、長い議会活動させていただいていますけど、どちらかといえば、どちらかといえばです、前の岩見町長、谷口町長、ずっと流れがあります。今、井上町長。こういうやり方で議会と執行部が、表現の仕方がおかしいですが、相対峙するようなことはないです。例え町長が言われるのが正しかろうと、議会が言うのが正しかろうと、その真ん中もあるかもしれません。しかし、そこには、私は協議が必要と思います。今までと続いていてこういう問題も提要の問題も議長、副議長あたり非常にどちらかといえば、私、真面目に町長の意見を聞いて、若干ですけども気をつかっていると思います。でも、こういう提要を持ってきて、議会、聞かれんよと議長とか副議長の立場はたまりません。議長、副議長は行政との調整も図らないかも分かりませんが、議会の調整も図らなきゃいけないんです。議会側、どう見ます。議長、副議長は何も言いきらんやんっち。このあとそうされたら、そういう何というかな人的配慮、人間的配慮もちよっとこれ僕、全員協議会がなかったら、もうお互いにそれはもう話つかないかも分かりません。つかないでやらないのと、何もやらないでつかないのと、協議してつかないのはこれは別物です。

ただ、いろんな地方自治法とかいろんな問題あるかもしれませんが、その前に、この町長の都合いいときに全員協議会にすぐ上がってくるじゃないですか。前もそうです。ちょっともうすみません、ちょっともう止まらなくなりましたので行きますけど、前回も全員協議会を開きます、そしたら、町長何で上がってこんとって言った、いや、言っとるけん上がってこんと。文章が自分のところには出席、文章が上がってない、え、と。私に今までそんなこと言った人おりません。通告文書が来ていないと。そしたら、町長が、我々がやっている全員協議会に上がってくるときに、議長に通告文書を出します、そういうところから少しずつで私は壊れてきていると思います、こんなのは。そうやったらもういけません。やっぱり、そこら辺に信頼関係が私は出てくると思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のように、いわゆる議会と執行部行政との信頼関係、これはもう大切であると、そのように思っておりますし、今後とも、その考えに変わりはありません。

そしてまた、今回の場合、そういう信頼関係を軽視するようなことは、それは全く考えておりませんでした。ただ、この事案に対しての対応に追われたということは間違いありません。私自身も直前までいろいろと調べて調整をしたところであります。

そしてまた、この事案そのものがいわゆる議運があって、その議運の次の日が本会議という状況の中で、先ほど副町長が申し上げました、その日程から言っても土日を含んで4日間しかなかったんです。だから、そういう中で自分自身である程度考え方のまとめをしましたので、確かに議会に前もって相談ができるような状況ではなかったと、せめて議会運営委員会の中でお話するのが最善であろうと、そのように判断したところです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今後はそういった議会との合議の中で町長、いい方向を探すようにしていったほうがいいだろうと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、議長団とかにはやっぱり綿密に気持ち、それを訴えていったほうがいいです。私、最初、文教委員のそれこそ議運のメンバーにあんたたち何しようとしてこげんと受けて帰ってと、議運要らんやんというような話を私言いました。だから、今、ちょっと文教委員会に少し嫌われていますけども、いや、本当の話。おかしかろうがと。お前、議員として守らないかんとこはしっかり守らな、何のために出ようと、とも言いました。間違いなく言いました、少し腹が立ったから。そういうことです。そういう形のほうでいきます。

そして、今回は、私はこの4項目に対して、今、この実務提要の問題点について、執行部が考えてあるのとは私の考え方、私の考え方だけじゃないでやっぱりいろいろな方に御相談を申し上げてレクチャーを受けた部分もあります。そういう中でこうじゃないかということで、一番、問

題定義、これは議会運営委員会委員長青柳委員長に出しました。こうした中で、これを問題定義するのは議長にも相談しました。そして、局長のほうにもこういう文書を作ったがどうかと。その前に局長のほうに、私、こう申し上げました。いいね、あなたが解釈したら駄目と、町村議会等の上もありますし、そういうところとこういう案件に対してレクチャーを受けたらと、それも電話じゃ駄目よと、きちっと行って膝を交えながらレクチャーを受けてくださいと、その後は一定のレクチャーを受けたものが出たんだろうと思います。

そして、議運の中で実は諮っていただきました。そして、議運の委員長からの回答、一番大事なところ、たくさんありますけど、ほかのとはもう今まで出ていましたので、一番大事なところとしては私が出している部分はこの部分はいいのかということなんだ。原中政廣、質問3の中で、ここ回答が出ているんです。「負担金は未来にも発生するし起債も起こってくるでしょう」と、「そういう部分については事務の部分に入らないと思うから、これは一般質問しても大丈夫ですよ」という質問事項を出しました。そしたら、議運の回答としては「そのとおりです」ということが出ました。その前に川野課長のほうにも、ふくおか県央にもこの件を確認しなさいと、そしたら川野課長のほうからこれの内容でふくおか県央は了解というか何も問題ないということ伝えてますということでもよかったと、そしたら負担金とか起債に関する部分は質問できる。ただ、議会側として、町長側から見たときにしたらいけない部分は削除せないかんよねというようなお話も実はさせていただいたところでもあります。

ところが、ここ2日間の答弁内容をいただいた中を考えると、負担金も一部事務に入ると、だからできないというような考え方も示されました。示されました、間違いなく。何かもうよく分からなくなってきたんです。分からない。この部分をちょっと整理したいと思いますので再度。ところが、飯塚市あたりは負担金の関係とかいうのを答えていっとなです、その部分に関しては。だから、その手法が違うかも分かりませんが、そこら辺のところをある程度、まだこれからまた揉めます、これきちっとしておかんと。いや、それは負担金とか結果が出て決まりました。その部分には報告なり、議会の質問を受けますけれども、どうしても県央として守らなければならない部分に関しては答弁できませんとかいう1つの大きな柱、ここ、議会の中で一番最初に揉めたのはこのことで揉めたんです。そしたら、この一般質問の範疇をどこが決めるかと、そしたら町長は私が決めると、今のスタンスです。一般質問で答える答えを私のところで決める。我々は、それはその前に整理せないかんと言ったら、議長は、いや、議長団で整理するの大変と、議運でやってもらわないかん。議運ではとてもじゃないけどそんなことを聞く、議員が質問事項をしよるのを決められませんというようなお話なんです。だから、一定の今後も、どのラインが正しいかは僕は分かりませんが、1つの方向性。町長の言うことだったら何もできんわけ。でも、答える部分があるわけ。だから、そこら辺の全協でも開いて、今議会が終わりますんで、

今日で。何かどこかできちんと整理する。それは議長にもお願いしたいし、町長にも私、お願いしたいと思いますけども、町長、いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとこう取り違いといいますか、食い違いがあるかもしれませんが、いわゆる負担金、また起債も上げられました。そのことについては質問できるというような解釈の中で、その負担金という実務提要の中にもそのような表現があります。ただ、負担金というときに、負担金の中でもいわゆる一部事務組合の事務に属する部分と桂川町の事務に属する部分とあるわけです。一部事務組合のほうは負担金なら負担金を議会にかけて、一部事務組合の議会にかけて、そしてそれぞれの構成市町に請求、要求すると、構成市町はそれを受けて桂川町なら桂川町の中でいわゆる予算化し、そしてまた支出を行うという部分があります。ですから、基本的にはやっぱり2つに区分されているんです。一部事務組合の事務と構成市町、桂川町なら桂川町の事務と区分されております。区分されておりますが、負担金については両方にまたがっている部分がありますので、それぞれの桂川町の事務に関する負担金の部分、これについては説明、質問ができる。ただし、一部事務組合に係る部分については、これは全体の区分と同じように質問の対象にならないということはこの条文の中からも読み取れる。そういうことになっています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 私はそこまで理解できないですけど、町長が言われると、そして、それを両方に分かれとる部分は十分に分かる。その部分をやっぱりきちんと分析しないといけないでしょう、どのような形かと。いやいや、ちょっと待って、分析して、だからそれをどういう形に、町長が言われるのは、何かもう大きく包んであって、この中、もう相当数の議員と行政職員がおるけど、恐らく誰も分かっていないと思います。分かっていないです。だから、全協の中で私たちはせんとか言うならそういう分析を、私は、まず事務と負担金、ここの整理、私は逆に言ったら事務、事務に関してはできないと大きくあれ提要にも書いてあるんです。だから、事務とは何だと、そこからきちんと調べて、事務に属する部分はどこだということをやらんと分かんのではないかと。我々が考えている事務と執行部の考えている事務は違うかも分かん。でも、事務的なものを負担金を渡した、その負担金が県央等で渡したからこの負担金部分に関してはできない。例えば起債が起こったとしても、それを分類したら全部答えでなくていいような感じが出てくるんです。これは間違いないことです。

県央の今まで説明、私はポイントがここにあると思うんです。県央の職員が言うのは、私たちが町長とか嘉麻市で、それから桂川町、それから飯塚市も規制をかけることはありませんと、例えば町長がそこで答えられても、あなた何でそれを喋ったのかということとは規制をかけないと言

っているんです、はっきり。桂川町議会として一定の信頼関係の中で答えていいだけで、ひょっとしたら県央としては、いや、ちょっとここ喋ってもらわんほうがよかったかなと、お話ししてもらわんほうがよかったかなという分があっても、それは桂川町議会の問題ですからということで、私たちは、だから逆に言ったら、町長が答えられることは県央が来て答えようわけです。ほとんど答えていますもん、前まで、大塚議員とか柴田議員が町長が答えられんというものに答えとるわけです。でも、そこの代表で行ってある方の特に副組合長がやっぱり自分の口から議員に対して説明する説得力と、県央を何もばかにするわけじゃないです、そこの職員が来てこうですというのはまた別のものです。だから、各市町で答弁の内容によって答えるところもあれば答えないところも出てくるというのは、私、認識持っているんです。県央は間違いなくそれを言っています。ニュアンス的には、桂川町議会でお互いの信頼関係の中で、それを一般質問の中に入れても、私たちは何の関知することもありますというのがふくおか県央の基本的なスタンスです。その点どうですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいま県央のお話をされました。まさにそのとおりだと思います。県央が桂川町議会、桂川町の事務、そういったことについて関知することはないということのそこが基本です。だから、逆に言えば、桂川町からも県央の事務について関知することはないということであります。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 今のは逆説でしょう、私の言いよると、最後に言われた関知をすることはないというのは、私に対する逆説を言われようわけでしょう。逆説でないと、こちら、私の言いよる意味合いとしては分かりますか。逆説で言いよるのか、そんなに向こうに対しては関知しないということを言われるのか。それとあんたの言うことは違っているんですと私に対して言いよるんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどから申しております。いわゆる一部事務組合と構成市町の区分の話をしているわけです。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） もうラスト近くなりました。

それで、その後に起債とかいろんな事務に関する、これももう全部町長とやり取りしましたんで、もうこれ省きます。

そして、今度は一番大事なところなんですけれども、今後こういうことが発生するだろうと思われま。恐らくこれ続くわけですから、終わるまで。その中で、これは私の提案としてはおか

しいんですけど、私はふくおか県央に対する一般質問、例えばいろんな形の中で皆さん忙しいし、この中で私、議会の在り方とか議会の一般質問の仕方とかいろいろな大分、本を読んだつもり。そしたら、いろんな中で我々にはない議会の運営方法があるんです。あるんです。例えば、仮設ですけれども、行政的に忙しければふくおか県央に関する問題は議運が始まる、今は議運が終わって一般質問の内容を出すんです。そうですね。これが自治法とか何とかに縛られているかと言ったら、そうでもないこと。だから、この内容について、私は逆に言うと県央あたりとかいろいろな問題でもそうですけど、大体10日前ぐらいには皆さん、1か月前ぐらいから準備している方もおられますけど、そういった問題を先に出してくれと、そうしたらこの問題に関しては、この問題に関しては、いや、できませんとかいう形のものを今までやってきたんです。前には出していないです。議運が終わって出すから、翌日から始まりますので、そうした問題を1つずつクリアしていくのか、今、町長が言われた2つに分かれていく分、難しいところがある。そこら辺を出てきた段階で、どこかで調整する。それをやっていたのは今まで課長です。私は、管理職、県でもいろんな議会でもいますけれども、管理職非常に調整を図っていると思います、今でもしています。何度も何度も議員と話し合って、いや、この分野はこうでしょうが、これは駄目ですとかはっきり言うのもあるし、いや、この分野に関してはここまで答えられますと調整を図っている。そういう図り方を今後も続けていくのか、それとももう少し早く出してくださいと、うちのほうでここは特にふくおか県央との関係もありますので、非常に難しい部分もあります。ただ駄目ですというんじゃなくて、そこできちんと協議して、その前に1つの大きな指針をつくって、そして駄目なものは駄目ということを出していく。そういうような方策を取っても、もうそんなに長く続くわけじゃないです、これ永久未来に。もうそこまでゴールは見えているんです。ですから、それは特別に配慮して、議会の在り方というのはもう桂川町ができたときそのとおり守らんでいいと思うんです。やっぱり、そのときの状況に応じた判断で、そういう問題があれば、町長はよく言われるじゃない、詳しく書いてくださいとよく言われますよね。その代わり、しっかり答えますと。これは町長の基本的な私信、考え方で、よく議場で言われますよね。そしたら、私たちも職員に対して早く内容が、議会が始まった日はいろいろ大変ですよね。その前に、この問題だけは解決しようとかいう形で合議するのもいいと思う。それが地方自治法に違反するなら、議会前に一般質問の内容が漏れたことが漏えいとか何とか、何とか言うたらまた別です。でも、私はこういう問題はないと思います。だから、よそでもきちっと、でも、それ、今うちの職員でできるでしょう。そこまで議員も私はこの議員のメンバー見たとき、無理は言っていないと思います。ただ心配だし、大きな問題が起こるとから、こういう問題を行政側につけていっとる。そのように理解しているんです。だから、そういう考え方もあると思います。

最後の住民に対しての説明責任というのは、今、各議員から町長に要望ありましたら町長、答

えられていますのでここは要望しませんが、今言った内容、このいつもの範囲と協議、これについて私はそういう逆提案をしていきたいと思います。いやいや、もう議運が終わってから、その代わりうちではそこで。でも、忙しいんです、あの日にちから職員も忙しいんです。それをする、せんでごたごたして、本来の議案審議よりかこっちが優先するようなことでは、あんまりいい議会でもないし、いい行政でもないと思います。こうした問題があるのであれば、議会が早く出せと、その代わり私のほうもこういう形の中で、ここは県央との対応もあるでしょう。地方自治法との対応もあるでしょう。憲法との対応はないと思いますけども、そうしたものを協議して、そしていいじゃないですか、町長じゃなくても。川野課長は特に今苦しいところおるんですけれども、いや、こういうことでできないですとか、いや、これはいいです、答えましょと、これは確認しましたとか、そういう議会と行政とのこれ今まで桂川町議会、桂川行政としてきたじゃないですか。ここになって何でできないんですか、一番大きな修羅場が来ているのに。私はそれを大事にしていきたいと思うんです。

最後に、もうこれで止めます。町長、お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆるこの一部事務組合、それから団体としては広域連合とかそういったものがあります。これは複数の地方公共団体の構成でもって成り立ってといるわけですが、このいわゆる広域、一部事務組合、そういったものが持っている課題というのはいろいろな面であるだろうということはもう容易に想像がつかます。

ただ、今、議員が提案されたような内容については、そういう状況であるからこそ、基本はきちんを守らないかんとおっています。そうでないと桂川町の中で決めたこと、あるいはやっておること、そのことが対外的に通用するかどうか、そういう観点からいって、やっぱりそこは基本に忠実にやっていくということが大事だおと思います。

あえて言えば、何度も申し上げますように、桂川町の事務は、事務という言葉はいわゆる計算したり文字を書いたりとかということではなくて、桂川町全般の仕事というように捉えられます。ですから、桂川町の事務と一部事務組合の事務、ここはどうしてもやっぱり区分をつけて対応する必要があると、そのことについては、ぜひ、御理解を願いたいおと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 止めようと思ったのだが、止められなくなったのでごめんなさい。だから、その区分をちゃんと決めたらいいじゃないですか。分からない区分をいっぱいつくって分からないですよね。だから、区分なら区分でいいから明確に区分をしていただきたいと思います。

それで、今、先ほどから私もそれを例えば出たときにふくおか県央に投げかけたっていいじゃ

ないですか。桂川町議会はこういう問題が出ているからと、そこら辺の分析をして協議していくというのもありかなと私は思います。

これ以上言っても、ちょっと10分前で終わりますけれども、仕方ないと思います。ただ、残念です。終わります。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。再開は2時10分から。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

古野課長から、承認第7号住宅新築資金について訂正がありますので、古野課長、発言を許します。

○税務課長（古野 博文君） 6月5日の本会議において、承認第7号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）に関する質疑のときに、原中議員より、不納欠損を行ったことによる補助金はいつからあったのかの質問について、「不納欠損を行ったことによる補助金」ではなく、「福岡県住宅新築資金等償還助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金」でございました。また、いつからあるのかとの質問に、「昭和60年から」とお答えしていましたが、「平成4年から」の誤りでした。訂正をしておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（林 英明君） よろしいですか、（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

_____・_____・_____

日程第2. 承認第3号

○議長（林 英明君） 承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第3号桂川町税条例の一部を改定する条例の専決処分について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の地方税法の改正では、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、二輪車の車両区分の見直し、地方たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しなどが行われます。

住民の皆様にとっては、税の控除額の見直しが行われることによって手取り収入が増えることとなりますが、町の税収においては、国からの補てんについては、特にありませんので、減収に

なる見込みであるとの報告を受けています。

また、二輪車の車両区分の見直しについては、新基準原付に係る軽自動車税種別割の税額が現行の原付自転車と同額とされていて、その変更での影響については、税負担が増えるなどの影響はないものと報告を受けています。

地方たばこ税の課税方式の見直しについては、加熱式たばこの見直しが行われ、利用者の税負担が増え、町のたばこ税の税収が増えるのではないかと報告を受けています。

税条例の施行期日に関する御質問については、税務課長より資料の提出があり、施行期日の内容の説明が行われました。今後は必要に応じて戸惑うことのないように事前に資料の提供ができるよう指導を行いました。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。承認第3号専決処分の承認を求め桂川町税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

2025年度地方税法の改正に伴い、桂川町の条例を改正しようとするもので、この中には特定親族特別控除の創設が上程されようとしております。大学生時代の子どもにバイトでもっと稼げと言わんばかりの改正です。学生がバイトをしなくてもよい環境を提供することが政治の責務だと考えます。学生の学ぶ権利を剥奪するようなこの国の法律に追随し、桂川町条例を変えようとするこの条例案を認めることはできません。

○議長（林 英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第3号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第3. 承認第4号

○議長（林 英明君） 承認第4号桂川町国民健康保険税条例の一部を改善する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第4号桂川町国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の賦課限度額の引上げによるものです。負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、改正が行われています。

また、経済動向を踏まえて、5割軽減と2割軽減基準の軽減判定所得も見直しが行われています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。承認第4号専決処分の承認を求める桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険加入者の多くは、農業者、自営業者、年金受給者、非正規労働者等、総体的に所得の少ない皆さんです。

条例改正の理由として、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されるので、桂川町の国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回上程し、承認が求められているものですが、内容は一律にこの保険の限度額いわゆる上限額の引上げであり、国民にとって、加入者にとって負担増になるものであります。決して認めることはできません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第4号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第4号桂川町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第4. 承認第5号

○議長（林 英明君） 承認第5号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第5号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、11款地方交付税において、財源調整により普通交付税の追加計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は1億5,705万3,000円となっております。

18款寄附金においては、本年度の寄附受入目標額をさきの専決第5号補正予算において、2億3,000万円に上方修正されたところですが、これを上回ることが見込まれたため、目標額を2億4,000万円に再修正するべく、追加計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金の受入に係るクレジット決済手数料や寄附受付サイトの利用、返礼品の調達・出荷等に係る経費の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続いて、柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会の審査結果を報告します。

歳入予算の計上はありません。

歳出予算では、10款教育費において、王塚装飾古墳館のホール系と空調設備更新工事が追加計上されています。なお、本工事費については、令和7年度に明許繰越しされましたが、4月の施設火災により執行が留保されています。

なお、王塚装飾古墳館は、開園から30年を経過し、町内の他の施設と同じように老朽化しています。単なる原状復旧ではなく、古墳本体を含めた将来の在り方を検討する機会にするべきと考えます。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 承認第6号

○議長（林 英明君） 承認第6号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第6号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）については、決算見込みによる予算調整のため、編成されたものであります。主だった事項について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、1款町税において企業の業績向上等に伴う法人町民税の増による追加計上がなされています。

1 1款地方交付税においては、普通交付税が財源調整により、特別交付税が決定により、それぞれ追加計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は5,592万円となっております。

1 9款繰入金では、今回の補正予算において歳入が歳出を上回ったことから、財源不足の補てんとして計上されていた財政調整基金繰入金が皆減となった一方、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金について、当該特別会計においてまとまった歳入余剰金の発生が見込まれたことから追加計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において先ほど申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金を全額積み立てる公共事業整備基金積立金や、一般会計の歳入余剰見込み額を積み立てる財政調整基金積立金の追加計上がなされています。

また、決算見込みによる減額計上として、3款民生費では児童手当、6款農林水産業費では新規就農者育成総合対策事業費補助金、8款土木費では町営住宅土師団地の解体事業費、1 1款災

害復旧費では昨年8月の台風及び11月の豪雨で被災した農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業費などが措置されています。

当委員会では、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続いて、柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、国庫支出金において、就学前特定教育・保育施設整備交付金が私立認定こども園きのみの森こども園整備事業の一部の次年度繰延べに伴い減額計上されています。

県支出金では、子ども医療費県補助金などの医療費補助金負担金が決算見込みにより減額計上されています。

町債では、町立認定こども園整備に係る子ども・子育て支援施設整備事業債が事業の進捗状況により起債対象とすることが困難となったため皆減となっています。

歳出予算では、民生費、前述の私立認定こども園整備の一部繰延べに係る就学前特定教育・保育施設整備交付金の減額、福岡県介護保険広域連合会負担金が同連合会からの通知により減額計上されています。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額計上、教育費では町内遺跡発掘調査に係る関連予算が調査対象が今回なかったために皆減されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6. 承認第 7 号

○議長（林 英明君） 承認第 7 号令和 6 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第 1 号）についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第 7 号令和 6 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本予算の歳入の主なものは、県の住宅新築資金等償還推進助成事業の補助金によるものです。

歳出の主なものは、歳入余剰見込みに伴う一般会計への繰出金の計上であります。

当委員会では、県の住宅新築資金等償還推進助成事業における補助金の内容についての説明を受けました。

担当課においては、今後とも債権の整理及び回収に努力をお願いしています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第 7 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 7 号令和 6 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 承認第 8 号

○議長（林 英明君） 承認第 8 号令和 6 年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第 1 号）についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第8号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

本補正予算は、令和6年度も公有財産の取得がなかったため、その関係予算を整理されたものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号令和6年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 承認第9号

○議長（林 英明君） 承認第9号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてを議題といたします。

本件については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 歳入において主なものは、国民健康保険税において滞納繰越分の確定による増額、県支出金においては歳出の保険給付費負担金の減額です。

歳出においては、保険給付費では保険者負担金の決算見込みによる減額計上、保険事業費では特定検診委託料の決算見込みによる減額計上などがなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和6年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 承認第10号

○議長（林 英明君） 承認第10号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第10号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本承認の補正予算は、収益的収入及び支出において、収入の1款水道事業収益2項営業外収益6目他会計補助金6万4,000円の減額は、一昨年に発生した笹尾一区の大雨による水道管災害復旧修繕の水道施設災害復旧補助金の決定によるものです。

支出の1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費においては、修繕材料費として23万2,000円の増額、5目減価償却費においては浄水場のポンプ購入費及び水利権として233万8,000円の増額、6目資産減耗費においては機械及び装置除却費として12万3,000円の増額、2項営業外費用3目雑支出においては消費税仕入控除額として2,000円の増額によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号令和6年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第21号

○議長（林 英明君） 議案第21号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第21号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、新たに住登外者の情報管理機能が設けられます。

この機能を扱う事務については、個人番号を扱う事務として条例に定めることが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律でうたわれており、法に基づく条例改正として議会の議決を求められたものです。

個人番号は、重要な個人情報です。取扱いには慎重を期す必要があります。

審査の過程で、個人番号取扱いには今回のように法令を遵守すること、セキュリティ対策を強化することなどの意見が出ております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第21号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から

討論を行います。

地方公共団体情報システム標準化法は、全自治体の基幹業務システムを2025年度末までに移行するとしております。国のガバメントクラウドを利用することが強制され、医療、福祉、子育てなど、住民サービスの画一化によって自治体が独自に行う施策が認められないということも大きな問題であります。

以上の理由で、私は反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第21号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第21号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第11. 議案第22号

○議長（林 英明君） 議案第22号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第22号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

令和6年度に町営土師団地を解体したことに伴い、桂川町営住宅条例の別表第1表に記載された「土師団地」を削除するものです。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 23 号

○議長（林 英明君） 議案第 23 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第 23 号令和 7 年度桂川町一般会計補正予算（第 1 号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では 11 款地方交付税において、普通交付税での財源調整による追加計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源見込額は 1,908 万 1,000 円であります。

15 款国庫支出金では、国の低所得者給付・定額減税一体支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上がなされています。

17 款財産収入では、旭ヶ丘団地土地売払収入の最後の 1 区画分が令和 7 年度当初予算に計上されておりましたが、3 月末、つまり令和 6 年度中に分譲となりましたので、当該予算の皆減がなされています。

一方、歳出予算では、2 款総務費において、公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、多岐にわたる町の関係条例を整備する必要が生じたことから、例規整備支援業務委託料の追加計上がなされています。

3 款民生費では、国の低所得者給付・定額減税一体支援事業で、令和 6 年度に定額減税しきれなかった方への定額減税不足額給付事業費の追加計上がなされています。

8 款土木費では、ゆのうら体験の杜に配備する AED 購入費の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、国庫支出金において子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金徴収事業費国庫補助金が計上されています。

町債では、桂川東小学校に係る高効率照明機器整備事業債が計上されています。

歳出予算では、民生費において、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金として歳入側で述べました子ども・子育て支援納付金徴収事業費国庫補助金を全額両特別会計に繰り出す計上がされています。

衛生費では、10月に接種開始し、予定のコロナワクチン接種委託料の追加計上、教育費では桂川東小学校の照明機器等LED更新工事が追加計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第23号令和7年度桂川町一般会計補正予算書に、反対の立場から討論を行います。

令和7年度桂川町一般会計補正予算書には、電算化システム標準化関連経費1,628万円が計上されております。よって、反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論はありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は吉川さんと全く同じ考えです。システム改修に係るお金が大きすぎる。今回だけではありません、毎回です。自分の町だからといってその改修ができるかとなったら、できません。だから、私はやむを得ず賛成します。システム改修に係る分は、私は全てやむを得ず賛成です。

○議長（林 英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第23号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第23号令和7年度桂川町一般会計補正予算（第1号）については、可決することに決定しました。

日程第 1 3. 議案第 2 4 号

○議長（林 英明君） 議案第 2 4 号令和 7 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、歳入においては、県支出金において高額医療費制度の基準見直しに向けたシステム改修に係る特別交付金、繰入金において子ども・子育て支援納付金制度の施行に向けたシステム改修に係る一般会計繰入金の増額が主なものです。

歳出では、総務費において国民健康保険システム改修委託料の増額が主なものです。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第 2 4 号令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算書に、反対の立場から討論を行います。

令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算書には、地方公共団体情報システム標準化法にのっとり子どもシステム改修委託料 7 9 6 万 2, 0 0 0 円が計上されております。これは国の意向に沿うものであり、反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第 2 4 号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第 2 4 号令和 7 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、可決することに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 4. 議案第 2 5 号

○議長（林 英明君） 議案第 2 5 号令和 7 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田

委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 歳入では、繰入金において、子ども・子育て支援納付金制度の施行に向けたシステム改修に係る一般会計繰入金が増額、この増額が主なものです。

歳出では、後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療システム改修委託料の増額が主なものです。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案25号令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算書に、反対の立場から討論を行います。

令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算書には、標準化システム改修委託料が計上されております。21号議案で申し上げましたように、2025年度末まで自治体の基幹業務を移行するものであり、反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第25号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第25号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、可決することに決定しました。

日程第15. 意見書案第1号

○議長（林 英明君） 意見書案第1号再審法改正を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案については、提出議員の説明を求めます。原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 意見書案第1号再審法改正を求める意見書（案）について、上記の議案を、別紙のとおり、桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

2025年6月13日。提出者、桂川町議会議員原中政廣。賛成者、桂川町議会竹本慶吉議員、同じく柴田正彦議員です。

理由は、別紙意見書案のとおりであります。よって、意見書案を朗読し、提案に代えさせていただきます。

再審法改正を求める意見書案について。

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権侵害は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては、「再審」がある。しかし、その手続きを定めた法律に再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所または裁判官の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」は存在しない状態になっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを全面開示させる仕組みが必要であるが、現行法には、そのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において、証拠開示がなされる制度的保証はない。そのために裁判官や警察庁の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれを不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は裁判をやり直すということを決定するにとどまり、有罪・無罪の判決は再審公判においてそのときの裁判において行うことが予定されており、そこで検察官にも有罪を立証する機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判、裁判に移行すべきであって、再審開始決定という言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するためには、再審法を速やかに改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025年6月13日。福岡県桂川町議会議長林英明。提出先は、内閣総理大臣石破茂様。

以上、説明を終わります。議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案を採決し、意見書を提出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号再審法改正を求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は内閣総理大臣宛てに提出いたします。

日程第16. 意見書案第2号

○議長（林 英明君） 意見書案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議進め、民法改正を行うことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 議案を別紙のとおり、桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

2025年6月13日。提出者、桂川町議会議員柴田正彦。賛成者、桂川町議会原中政廣議員、同じく杉村明彦議員です。

意見書を朗読し、そして説明をつけ加えさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議を進め、民法改正を行うことを求める意見書案。

民法第750条は、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称するとし、我が国では夫婦同姓制度が取られているが、夫婦同姓制度を法律で定めているのは日本だけである。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を答申したが、29年が経過してもいまだに法改正が行われていない。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを選択できるようにするもので、従来どおり同姓を選ぶことに制約が発生することは全くなく、誰も強制されることのない仕組みである。

婚姻の際に改正する95%が女性であるという現実、女性の活躍を阻んでいる。通称使用では旧姓併記、旧姓での法的根拠がないために本人であることを疑われることなども報告されている。働く女性にとっては改正によりキャリアが中断されるとの声も切実で、通称使用の拡大では根本的に解決にならない。

2024年6月、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言

した。

また、生まれながらの姓を個人のアイデンティティと考える人にとっては姓を変えなければならないことに葛藤がある。

2024年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行った。

最高裁判所は2015年12月に引き続き、2021年6月においても夫婦同姓規定が合憲とする一方で、夫婦の姓に関する制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきと判断した。

よって、国においては選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、より積極的な議論を行い、民法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年6月13日、福岡県桂川町議会議員林英明。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣です。

説明をつけ加えます。

まず、私は選択的夫婦別姓ですが、私自身が夫婦別姓というのは、これを意識したのは40歳前後の話です。30年ちょっと前になります。ある総会後のテーブルごとの食事会の中で、私より少し年齢の若い男性とその息子さんがいました。小学校の高学年でした。4年か5年でした。自己紹介の中でその男の子が名前を言ったときに横の方、おばちゃんが、「あ、お父さんと姓が違うん」、そのときにその子は「はい、両親は夫婦別姓ですから」、明確に言いました。しっかりとそんな意識があるんだ、そして、その両親の育ててそこを姿勢というのを学びました。自分とは考えたところです。その辺から私は別姓夫婦別姓というのに意識がようやく向きました。最近はまだ選択的夫婦別姓というのがいわれています。

それに否定する理由の多く、2つがよくいわれています。夫婦別姓にすると家族の一体感がなくなる。もう一つ、夫婦同姓は日本の伝統、古くからの歴史である。

では、本当に家族の一体感が崩れるんですか。日本以外の国、崩れているんですか。例えば、中国、韓国、夫婦別姓です。生まれたときの姓です。しかし、日本よりも家族の一体感が強い。儒教がまだベースにあるからです。家族の一体感、じゃあ何で日本に尊属殺人が多いんですか。親が子を殺し、子が親を殺し、妻が夫を殺し、夫が妻を殺す、そうせざるを得ない状況をつくったのはむしろ一体感じゃないかな、狭い意味の。さらに、夫婦の同姓というのが日本の歴史である、これは小学校6年生がうそと言います。だって、日本人、この国の大部分は江戸時代まで姓は持たなかったんです。特権部分でした、姓は。さらにその時期、結婚しても姓は変わらなかったんです。夫婦別姓だったんです。いつから夫婦同姓なんですか。明治です。明治3年、太政官

布告で姓を持つことが許されました。そして、8年、1875年、姓の使用が義務化された。なぜ、義務化するか。兵隊をきっちりつくるためだろうといわれています。でも、その後も姓はあっても夫婦同姓なんて押しつけられなかった。そうなったのは明治31年、明治のあとのほうです。1898年、民法が成立して夫婦は家を同じくすることにより同じ氏と称すること、つまり夫婦同姓になった。このときのベースは家なんです、家制度に乗っかっている。だから、今のとはちょっとは違います。歴史を見てもそんなことないんだけどなと思います。むしろ、日本では夫婦別姓のほうがはるかに長い。

ところが、日本で夫婦別姓が現実法律で認められていません。そのために私、自分が姓を変えたくない、相手にも押しつけたくない夫婦別姓でいこうとすれば、不都合なことが起きます。お互いに相続権がない、配偶者控除などの税務上の優遇が受けられない、医療行為などへの同意が困難である、これはよくいわれます。パートナーが緊急で入院するときに家族としての同意書にサインができない、家族とはなっていないから。子どもは自動的に母の戸籍に入る。つまり非嫡出児、いわゆる私生児です。パートナーの海外赴任のときに配偶者ビザが下りないなどなどです。それでも夫婦別姓、事実婚を選んだカップルがいるということです。最初にお話しした方です。桂川出身の方です。

また、夫婦別姓を選んだ例として、福島みずほ、社民党党首ですが、彼女がいます。福島みずほ、調べました。内縁の夫に海渡雄一を持つ、内縁の夫だそうです。海渡さんを調べれば内縁の妻というのが出てくるんでしょう。海渡雄一、実は有名な弁護士。この方は監獄内の人権状況の改善のために尽力をしています。また、再審法の改正にも尽力されています。両方とも東大法学部で年齢が近いから多分同級生またはその頃からの知り合いだろうと思われます。もう少し調べると、福島みずほ、夫婦別姓を実行するために婚姻届を提出しない事実婚関係にある。娘が非嫡出児、私生児となっている。もし、選択的夫婦別姓が認められていれば、こういう胸が痛くなるような表現はない。あえてそれを選んでいる弁護士夫婦だと思われます。娘もちなみに弁護士のようです。

人のことばかり言っていますが、じゃあ自分はどうかだったのか。私は生まれてから73年、柴田正彦です。でも、今、私は妻の実家に入っているんです。妻の実家に入ってから40年、養子になっていないんです。じゃあ、妻の両親が養子になってくれんかといったときに私はどうしただろう。僕は完全に拒否したと思います、私は柴田正彦だからです。柴田正彦は私の一部であり、私のアイデンティティだからですと偉そうに言うけど、妻に柴田姓を強要しているんです、結果として。そこが今頃気づいてきているんです。非常に申し訳ないことです。

じゃあ、私の子どもはどうか。私の子どもは自由にやってほしいと思っています。ちなみに息子2人は柴田姓です。娘が2人いますが、1人はパートナーの姓を選んでいますが、もう一人は夫

夫婦別姓、事実婚でいっています。今回、大変だったんじゃない、どうやった、事実婚で行くのはと聞きました。住民票を取るのが面倒くさかったと。だから、夫の実家のいろいろ出してもらったなんか書類を取ったりとか大変だったそうです。その大変な手続をよう分かったねと言ったら、役場の人がちゃんと教えてくれるよ。若い男性だったそうです、桂川町の。だから、そういう例があるのか。また、そういう夫婦別姓に備えた学習が行われているのか。非常にありがたかったと言っています。

しかし、その私の娘夫婦、事実婚でいっている彼らも急病とかになったときにちゃんと対応ができるんだろうか。非常にそういった心配を私はしています。まだ若いからいいですけど。そんなふうな持たないけない、それを変えてほしいんです。

少し自分の話になっていますが、宇多田ヒカルは御存じですか。藤圭子の娘さんです。「圭子の夢は夜ひらく」とか、僕は藤圭子が好きで、彼女にジャズや歌わせたらすごいだろうなと思っていましたが亡くなっています。彼女の娘に宇多田ヒカルがいます。宇多田ヒカルはアメリカで生まれ育ち、アメリカでもレコードを出し、日本でもレコードを出し、そういう優れた歌手なんですが、作詞、作曲、歌手ですが、彼女は5月に「Mine or Yours」という曲を出しました。「Mine or Yours」、作詞・作曲、宇多田ヒカル。「昨日の僕は僕が思う僕とはかけ離れていた素直になれず君を泣かせる奴には失望している」、こう始まっていくんですが、第4連目です。「どの道を選ぼうと選ばなかった道を失う寂しさとセット、令和何年になったらこの国で夫婦別姓オーケーされるんだろう」、唐突に出てきた。その後の詩もそんな唐突さを感じない。政治的な歌が多いとも思えない、もともと。何だろうかと思ったら彼女にとって夫婦別姓が当たり前なんだろうなと思いました。

2018年内閣府調査です。世論調査で選択的夫婦別姓制度の導入賛成または容認が66.9、3分の2です。反対は29.3。そして、若い人ほど賛成派が多いと書いてありました。宇多田ヒカルはそれで当たり前なのでしょう。彼女の歌詞の中で僕はえっと思ったけど、彼女の中には違和感がなくするっと思いが入っただけなのかもしれない。

そして、上川陽子法務大臣は2020年当時、法務省調査を基に次のように言っています。「現在、夫婦の同姓制、同氏制、つまり（夫婦別姓）を採用している国は我が国以外には承知しておりません」、法務大臣が言っております。むしろ、日本のほうが特異のようです。世界で活躍している宇多田ヒカルはそんな状況を知って、令和何年になったらこの国で夫婦別姓をオーケーされるんだろうと歌ったんだろうと思います。彼女にとっては、これは素直な思いなんじゃないか。

長くなっています。最後に1つお話を聞いてください。モーリス・ウィリアムソンさん、聞いたことあると思うんです。ないでも中身は御存じだと思います。2013年、ニュージーランドの

国会で同性婚を認める本案が審議されたときの賛成演説です。同性婚です、そのときは。これを夫婦別姓と置き換えて聞いていただけたら分かると思います。途中から言います。「この法案に反対する人の大部分は穏健な人々です。法案が社会に何をもたらすのか真剣に心配されています。その気持ちは分かります。尊重もします。この法案ができて御自分の家族に何が起こるか心配されているんです。繰り返しになりますが、申し上げます。この法案で私たちがやろうとしているのは、愛し合う2人が結婚できるようにしよう、それだけなんです。核戦争をやるわけじゃない。農作物を全滅させるウイルスをまこうとしているのでありません。ただ愛し合う2人の結婚を認めるだけです。自分の考えと違うことを好きになれないのは分かります。それでいいんです。私たちみんなそんなものです。しかし、反対している皆さんに約束します。絶対に破られない約束です。この法案が成立しても明日も太陽は昇ります。10代のあなたの娘さんは相変わらず口応えをするでしょう。ローンの金利は上がりません。この法案が成立しても病気になったり、ベッドからカエルが飛び出すこともありません。明日からもただ毎日が続いていくんです。だから、大ごとにするのは止めましょう。この法案は当事者からすれば素晴らしいもの、残りの我々からすれば昨日と同じ今日が続くだけです。モーリス・ウィリアムソンさんはこの法案は当事者からすれば素晴らしいもの、残りの我々からすれば昨日と同じ日々が続くだけだと言われました。これは今でもネットでこの演説は見ることができます。ぜひ一度御覧ください。格調高いです。

選択的夫婦別姓制度も同じです。この制度は夫婦別姓を選択した人にとって素晴らしいものです。残りの我々からすれば、昨日と同じ今日が続くだけです。

意見書案にも書いているように、選択的夫婦別姓制度は同姓か別姓かを選択できるようにするもので、従来どおり姓を選ぶことに制約が発生することは全くなく、誰も強制されることのない仕組みです。

以上です。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議を進め、民法改正を行うことを求める意見書に御賛同ください。賛成していただければ、とてもとてもうれしいです。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案を採択し、意見書を提出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた論議進め、民法改正を行うことを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣宛てに提出いたします。

_____・_____・_____

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和7年第2回桂川町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員